



저작자표시-비영리-동일조건변경허락 2.0 대한민국

이용자는 아래의 조건을 따르는 경우에 한하여 자유롭게

- 이 저작물을 복제, 배포, 전송, 전시, 공연 및 방송할 수 있습니다.
- 이차적 저작물을 작성할 수 있습니다.

다음과 같은 조건을 따라야 합니다:



저작자표시. 귀하는 원저작자를 표시하여야 합니다.



비영리. 귀하는 이 저작물을 영리 목적으로 이용할 수 없습니다.



동일조건변경허락. 귀하가 이 저작물을 개작, 변형 또는 가공했을 경우에는, 이 저작물과 동일한 이용허락조건하에서만 배포할 수 있습니다.

- 귀하는, 이 저작물의 재이용이나 배포의 경우, 이 저작물에 적용된 이용허락조건을 명확하게 나타내어야 합니다.
- 저작권자로부터 별도의 허가를 받으면 이러한 조건들은 적용되지 않습니다.

저작권법에 따른 이용자의 권리는 위의 내용에 의하여 영향을 받지 않습니다.

이것은 [이용허락규약\(Legal Code\)](#)을 이해하기 쉽게 요약한 것입니다.

[Disclaimer](#)

文学碩士 学位論文

在日韓国人の法的地位・アイデンティティ
に関する研究



2011年 2月

釜慶大学校 大学院

日語日文学専攻

沈 素 暎

文学碩士 学位論文

在日韓国人の法的地位・アイデンティティ に関する研究

指導教授 申 宗 大

この 論文を 文学碩士 学位論文として 提出する。



2011年 2月

釜慶大学校 大学院

日語日文学専攻

沈 素 暎

沈素暎の 文学碩士 学位論文を
認准する。

2011年 2月 25日



主審 張 相 彦 (印)

委員 尹 一 (印)

委員 申 宗 大 (印)

目次

* Abstract

I. 序論	1
1. 研究の背景	1
2. 研究の目的	2
3. 先行研究	3
II. 本論	5
1. 在日韓国人の形成	5
1.1. 在日韓国人の形成	5
1.2. 在日韓国人の呼称に関する概念の定義	7
1.2.1. オールドカマーとニューカマーの概念	9
1.2.2. オールドカマーとニューカマー相互間の意識の格差	10
1.2.3. 揺れる在日韓国人社会	14
1.3. 在日韓国人に対する認識	15
1.3.1. 母国（韓国）人の在日韓国人に対する認識	15
1.3.2. 日本人の在日韓国人に対する認識	16
1.4. 在日韓国人の国籍	17
1.4.1. 在日韓国人の国籍と帰化	17
1.4.2. 在日韓国人の国籍の推移	27
1.4.2.1. 植民地支配の時期	28
1.4.2.2. GHQ（連合国最高司令部）占領の時期	30

1.4.2.3. サンフランシスコ講和条約締結以後の時期	31
1.5. 日本国籍取得に関する態度	33
1.5.1. 日本国籍取得に対する反対の意見	33
1.5.2. 日本国籍取得に対する賛成の意見	36
1.5.3. 国籍とアイデンティティ	37
2. 在日韓国人の法的地位	40
2.1. 日本社会での在日韓国人の法的地位	40
2.1.1. サンフランシスコ講和条約までの在日韓国人の法的地位	40
2.1.2. 平和条約締結以後の在日韓国人の法的地位	41
2.1.3. 韓日法的地位協定	43
2.1.4. 「91年問題」妥結と在日韓国人の法的地位	45
2.2. 母国（韓国）社会での在日韓国人の法的地位	52
2.2.1. 韓国における在日韓国人の参政権	53
2.2.2. 韓国における在日韓国人の国内居所申告制度	60
2.2.3. 在日韓国人の法的地位改善のための社会的動き	64
3. 在日韓国人のアイデンティティと帰属意識	67
Ⅲ. 結論	71
参考文献	75

**The Study on the Legal Position of the Korean Residents and their
Identity in Japan**

So Young Shim

**Graduate School
Pukyong National University
Directed by Professor Jong Dae Shin**

Abstract

This paper is related to Korean residents in Japan, which is divided into large two groups. The one part is about the legal positions of Japanese Korean in Japan, and the other one is about a right of those in the Republic of Korea.

First, the Japanese Koreans are largely classified two groups of Korean residents in Japan: the one is Older comers, and the other one is New comers. The older comers are those who have come over Japan after the amalgamation of Japan and Korea and their descendents who did not go over to Korea after the end of World War II. And the new comers are the Korean people who have come over Japan after the War under the name fo several interests which are a business agent or getting a jop and a diplomatic problem or etc. These two groups some times have a conflict of interest in Japan society as a Japanese Korean each other, but they have a common back ground that they are called as a Korean in Japan.

The recognition of Korean residents in Japan is different between those who became naturalized as a Japanese citizen and those who remained as a Korean citizen in Japan. The Japanese Korean's legal positional phases are different respectively in the period during the time of Korea under the power of Japan, the period when General Headquarters of UN controlled Japan and the period after the conclusion of a peace treaty at San Francisco. Among the Japanese Koreans, nowadays there are two groups, in which one is those who did not want to get a Japanese citizenship, and the other is those who want to become a Japanese citizen, but all of them assert their

identity as a Korean.

Secondly, in the Japanese society, the legal position of the Japanese Korean in Japan differs between the period from the end of the World War II until before a peace treaty at San Francisco and after the period. And then the legal position of Japanese Korean Japan gets better and better after the normalization of the diplomatic relation between Japan and Korea. Otherwise, the legal position of Japanese Korean in the Korean society gets to be normalized at present time. Their identity as Korean people is recognized because the acquired the franchise and a system of statement of a dwelling place in Korea was set up for them. But yet they respectively have a different opinion about returning to be a Korean people in Korea. At present the Korean Government expresses a considerable concern about overseas Korean people.



I．序論

1．研究の背景

本研究の背景としては、在日韓国人という自分自身の内面的な要素が根底にあると言える。これは、この議題を論じるに当たって、欠かせぬ要素である。それゆえに、私自身が「在日韓国人」である自分をどう受け止め、どのような心持で生きているのかということを、まずは述べたいと思う。そしてどのような想いでこの研究を進めているのかを述べていきたいと思う。

まずは、在日韓国人という自分自身をどのように受け止めているのかということを、私のアイデンティティの確立の経緯を持って記述したいと思う。私は在日韓国人3世である。私にとって、流れる血が朝鮮民族の血であり、国籍が韓国で、戸籍が慶尚南道であるという「客観的」事実よりも、日本で生まれ、在日韓国人として生き、また、今現在母国である韓国で生活しているこの現実の方が何よりも実感のあるものなのだ。この中途半端な自分にどのように折り合いをつけていくのか、というものが私の自分探しのキーワードであった。「私は韓国人」と言ってしまうは楽であったのではないと思う。しかし、それは本当に心の底から韓国人として自分に誇りを持って生きている人に対しては非常に失礼であり、自ら情けのない自分を作り出すような気がしてならなかったのである。自分に誇りを持ちたいと思う気持と、ループを作って解決の糸を見つけられぬこの状態は、いつしか私に「中途半端な自分の位置」という問題の根源を再確認させたのである。そしてこの「中途半端」というネガティブな言葉こそが、私の自分探しのヒントとなった。「中途半端な自分の位置」というのは、もう少し噛み砕いてみると、「韓国人でも日本人でもない私」といえるのである。私はこの事実を素直に受け止めようと

思う。なぜならば、自分に誇りを持つということの本義は、決して他の考えを排除したり、否定したりする上で成し得るものではないと思ったからである。それは、自分自身の中に混在するさまざまな考えに対しても同じことが言えるのである。こうして私は「韓国人でもあり、日本人でもある」すなわち「在日韓国人」という一の種としての自分を見つけたのである。しかし、理想はいくらでも思いつくのだが、自分に誇りを持って生きることの難しさにまだまだ戸惑いや疑問を感じているのが現実である。ただ、自分がこうありたいというべき姿がようやく定まってきたわけである。

2. 研究の目的

「在外国民」という大きな枠の中で、「在日韓国人」に焦点を当て本研究を進めていきたいと思う。在日韓国人の日本移住は経済的・政治的理由などによって韓日合併以前から始まり、今現在、日本国籍を取得した人々を含めるとおよそ200万人以上に達すると言われている。現在、在日韓国人のほとんどは日本で生まれ育ち、日本語を母語とする2世～5世によって占められ、しかも日本への定住化はほぼ定着している状態である。このような世代交替と共に「在日韓国人」社会にも変化が起こり、価値観の多様化と共に言語・慣習・国籍が同化していつている。

在日韓国人がアイデンティティの葛藤に苦しむことに加え、日本社会・韓国社会の日常生活の中で多くの差別を被っていることは明らかな事実である。

現状のままでは、このまま時間が過ぎ、世代が変わるごとに問題意識も希薄なものとなり、ますます情勢が悪化してしまうのではないかとされる。

そこで本研究では日本社会・韓国社会と在日韓国人社会で生じている様々な問題の中から在日韓国人のアイデンティティや韓国社会での法的地位の実効性や問題点に焦点を置くことにした。

今後、在日韓国人の人口は増え、在日韓国人の法的地位の確立はますます重要

な意味を持つと思う。グローバリゼーションと呼ばれる世界の中で、母国（韓国）の人々も今までよりは在日韓国人と触れ合う機会が多くなると思われる。本研究が将来の在日韓国人にとって何だか貢献になることを願い、本課題に取り組むことにした。

3. 先行研究

従来、日本や韓国で行われた在日韓国人問題に関する研究では、日本社会の中での差別や人権についてしばしば取り上げてきた。なかでも在日韓国・朝鮮人と同化・差別・追放など、日本社会の中での生じている「在日韓国人」の諸問題に関してすでに多くの研究者による数多くの研究が進められている。かつてのこのような研究は主に「在日韓国人」1世～2世に限られ、民族や歴史にまつわることがメインテーマになる場合が多かった。

金敬得¹⁾は在日韓国・朝鮮人たちの「故郷」はどこであり、父祖の生まれた地、韓国・北朝鮮なのであるのか、自分の生まれた地、日本なのであるのかなど、在日韓国・朝鮮人のアイデンティティ形式の問題と、日本社会における在日韓国・朝鮮人の法的地位の問題を考え、在日韓国人にのアイデンティティや法的地位を中心に在日韓国人の日本社会での法的地位すなわち、社会保障問題、参政権問題などを市民団体との連携による多面的研究を進めていった。

近藤敦は在外国民の国籍、国政参政権、地方参政権、外国人の人権と市民意識等の問題を提議する中で、移民政策の総論的な研究を踏まえ、日本での法制度づくりを視野に入れた研究をメインテーマとし、在日韓国人の人権に関する諸問題を多様な角度で研究を進めている。

また、尹建次は在日韓国人のアイデンティティや在日韓国人として日本社会で生きて

1)金敬得（1949年～2005年）は、和歌山県出身の弁護士。在日韓国人、日本で外国籍として初の弁護士として知られる。外国籍の法曹志望者に道を拓いた。

いくことについて深度深く論じている。日本の植民地支配の歴史的所産である在日韓国人。半世紀を経た日本の戦後史のなかで、祖国分断の現実を負った人々は、どのような戦後史を日本において生きてきたのか、在日朝鮮人にとって歴史とはなんだったのか、在日二世として生きる立場から、「在日」の過去と現在を整理し、未来への方角を模索している。

もちろん、彼らの研究の中でも、在日韓国人が母国で感じる自分自身のアイデンティティへの葛藤、矛盾についての問題や母国での法的地位に触れることもあるが、それは、ある一部分として取り扱われている状況であり、現状では在日韓国人の母国での諸問題についての研究は全無に近いと言える。

そこで、本研究ではかつての研究を基に現在、在日韓国人の置かれている法的地位と彼らのアイデンティティを中心に現在の在日韓国人の実生活での法的地位の実効性とその効力面に焦点を置き研究を進めていくつもりである。



Ⅱ．本　　論

1．　在日韓国人の形成

1.1　在日韓国人の形成

19世紀末、韓日両国は、ともに西欧列強による開国に迫られた。日本に比べて官民ともに西欧に対する抵抗の激しかった朝鮮王朝は、開国の時期を引き延ばすという小さな幸運と引き換えに、近代化の遅れによって日本の植民地という大きな不運を迎えるようになる。これが、1910年の韓日併合である。

併合当時、在日韓国人は2000名に過ぎなかったが、過酷な植民地支配の結果、1920年に3万人、1930年に30万人、1940年には120万人、1945年の日本敗戦直前には、約240万人にも達した。このうち1939年～1945年までに労働者として強制連行された数は、約72万5千名と言われている。それ以外の者も、日本に渡航した経緯に表面上の違いはあっても、植民地政策によって、食料、地下資源などを収奪された結果、生活を破綻された人々であることは間違いない。その証拠に、日本の敗戦によって、植民地支配から解放された在日韓国人は、わずか半年あまりの内に約170万人が自力で帰国し、1947年には、約60万人が残ったのみであった。彼らにしても、当時、韓国の政治・経済が不安定であったこと、連合国最高司令部（GHQ）が持ち残りの財産を厳しく制限（持ち帰りできる運賃を1千円以下にした）してたりしたために、帰国後の生活に不安を覚えて帰国を一時見合わせた人がほとんどであった。その後、6.25戦争で、本国の肉親とのつながりが切れて帰るに帰れなくなった人や、日

日本で生まれ育ったために生活そのものが日本になじってしまった人、北朝鮮への帰国を望んでいた人などが結果として日本に残るようになった。では、現在、在日韓国人はどれほどいるのだろうか。2009年の民団統計によると、いわゆる91年問題²⁾の結果制定された「日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者などの出入国管理に関する特例法」によって与えられた特別永住者のうち韓国・朝鮮籍は約40万9565人となっているので、この数字を一応、戦前からのつながりで日本に滞在している在日韓国人の総数と見ることができる。しかし、日本に帰化した人、また女子差別撤廃条約³⁾の加入に合わせて1984年に改正された国籍法（1985年施行）によって父母のどちらかが日本人の場合はその子は日本国籍になるが、すでに1985年に在日韓国人の70%が1991年には80%を越える人が日本人と結婚している状況を考え合わせると、韓国の血を引く人々の実数は、もっと高くなると思われる。そして、現在、日本で生まれ育った2～5世の在日韓国人は90%占めるといえる。

〈2009年度の統計〉⁴⁾

- ・ 特別永住資格を持つ在日韓国・朝鮮人（オールドカマー） 409,565名
- ・ 日本国籍を取得した在日韓国・朝鮮人 284,840名
- ・ 長期滞在の韓国人（ニューカマー） 82,660名
- ・ 留学生 18,208名

2)1991年1月10日「日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書」（日韓外相覚書）が交わされた。この中で、在日韓国人が日本でより安定した生活を営むことができるようにすることが重要であるという認識に立ち、永住手続きの簡素化と指紋押捺の廃止、退去強制事由の限定（内乱・外患罪、国交・外交上の利益に係る罪及びこれに準ずる重大犯罪に限定し麻薬取締法違反は除外）、再入国許可の出国期間を最大限5年に延長、外国人登録証の携帯制度の運用の弾力化、民族教育への配慮、公立学校教員としての採用と地方公務員への採用機会の拡大などが日本政府の対処方針として表明され、さらに、大韓民国政府より地方自治体選挙権についても要望が表明された。

3)国際連合によって1979年に採用され、1981年9月3日に実施された。

4)www.korea.net/korea/attach

1.2 在日韓国人の呼称に関する概念の定義

朝鮮半島出身で、日本に生活している人々を呼ぶ呼称はさまざまである。だが、今でも、在日韓国人社会には彼らを指す統一した呼称はなく、彼ら自身も自らを表す呼称について悩まされている。それは、在日韓国人が韓国・北朝鮮・日本という3ヶ国の歴史的・政治的影響を受けているからであると言える。

このような呼称の概念の定義の整理を通じて現在、日本で生活している在日韓国人のアイデンティティとその実情を知るために役立つと思われる。本研究では、「在日韓国人」との用語でその呼称の対象を指すとする。「在日韓国人」とは、日本で生活している朝鮮半島出身者を称する呼称の一つである。さまざまな呼称を整理し、大きく分けると次のようになる。

1) オールドカマー (Old Comer)

植民地期に強制連行されたり、または経済的な理由によって生活の苦から逃れるために日本に移住し、敗戦後にも帰国できなかった人々とその子孫で「特別永住権」有している人を指す呼称である。

ニューカマー(New Comer)

1963年、韓・日国交正常化協定以後、就業・留学・結婚などの理由によって、日本に渡った人々、在日韓国人と結婚した韓国（本国）人や、日本人と結婚して日本に定着し「一般永住権」を有している移民世代を称する呼称で、彼らはオールドカマー (Old Comer) とは区別される。

2) 鮮人 (せんじん)

朝鮮人の略語で植民地期に朝鮮半島の人々を称した差別的呼称であり、現在ではあまり使われてないが、度々差別的発言として使われることがある。

3) 在日韓国人、在日朝鮮人

1945年以後、韓半島の分断後「在日韓国人＝韓国系＝民団」「在日朝鮮人＝北朝鮮系＝朝総連」の概念で主に使われた呼称である。

4) 在日韓国・朝鮮人

1965年以後、在日韓国人の日本定着が目立ちはじめる頃から現れた呼称で、現在にの日本社会で一般的に使われている。一般的に民団系は「在日韓国人」朝総連系は「在日朝鮮人」と知られているが、「朝鮮」の意味は北朝鮮を指す国籍の概念というよりは韓半島出身を表す表現なので「在日朝鮮人」の全てが朝総連系とは言えない。

5) 在日・在日同胞

朝鮮半島の分断状況を否定し、政治的拘束から逃れるために使われ始めた呼称である。若い世代の中には民団⁵⁾・総連⁶⁾と両分されるイデオロギーの対立を拒み、「日本で生きる」の意味で「在日」という用語で自称する。

また、「在日」は互いを「同胞（ドンポ）」と呼び合うこともある。

6) 在日コリアン

1960年代から使われ始めたが、本格的に使われたのは冷戦が終わる頃の1980年代末からである。冷戦体制が崩壊され、人々の交流が活性化され在日韓国人社会でも海外で生活している「Korean」の一員であるとの意識とともに分断国家を認めない「一つのKorean」という意味として使われる

5) 在日本大韓民国民団（旧在日本大韓民国居留民団）は、日本に定住する在日韓国人と韓国系日本人のための人格的社団。一般に略して「民団」（민단）と呼ばれることが多い。韓国政府が運営資金の6割から7割を負担しており日本国内の300を超える拠点で活動を行っている。会員は約50万人で、日本などに帰化して韓国籍を離れた者も会員になることができる。韓国の公的機関ではないが韓国籍パスポートの申請、韓国の戸籍処理などの依頼を代行している。傘下に、金融機関や教育機関を多く保有している。

6) 在日本朝鮮人総聯合会は、在日朝鮮人の日本在留者団体。1945年に結成の在日朝鮮人連盟がGHQによって「暴力主義的団体」として解散させられた後、新たに設立された在日朝鮮統一民主戦線を経て1955年に設立。略称は朝鮮総聯で一般にこの名称で呼ばれることが多い。報道などでは朝鮮総連とも表記される。法人格がない「権利能力なき社団」。朝鮮総連中央議長を始めとする幹部は北朝鮮の代議員を兼任している破壊活動防止法に基づく公安調査庁による調査対象団体でもある。

呼称である。

7) 在日僑胞

韓国社会で在外国民である在日韓国人を称するときの一般的な呼称である。だが、僑胞には移民の意味が含まれているので自分の意思とは関係なく日本に渡ったオールドカマー（OldComer）には不適切だといえる。また、この表現はオールドカマー（OldComer）とニューカマー（New Comer）の区別を曖昧にする面もある。

8) 韓国系日本人

日本に帰化する人々が増えることによって、使い始められた呼称である。

「韓国・朝鮮系日本人」は在日韓国・朝鮮人とは区別されるのみならず、単に「日本人」であるとみなされる場合がほとんどであった。これは、日本に帰化した者にも朝鮮系という出自を言明する者が少なく、帰化した韓国・朝鮮人も日本人と自認する場合がほとんどだったこと。また、そう自認する者しか帰化しない時期が長くつづいたことがある

このように日本で生活している在日韓国人を称する呼称はと様々である。このような呼称は単に在日韓国人を指す用語にすぎないかもしれないが、在日韓国人自身にとってはアイデンティティを指す重要な概念であるので正確に把握していく必要があると思われる。

1.2.1 オールドカマーとニューカマーの概念

日本社会でのオールドカマーの大半はその歴史的経緯によって1991年からの「特別永住者」という在留資格を持つ在日韓国人や中国・台湾人である。これに対してニューカマーは主として1980年代以降に渡日した人々であり、出身地域や移住の経

緯によりさらにいくつかのグループに大きく分かれる。だが、本稿では在日韓国人社会内でのオールドカマーに焦点を置いて論じていくことにした。

1) 「オールドカマー」

朝鮮半島の日本統治時代（植民地時代）に、強制連行、経済的理由などにより日本へ移住した人々の日本統治に積極的に参加した人々（親日派）、戦後すぐに政治的な理由で日本に逃れた人々、また朝鮮戦争（6・25）の混乱を逃れて日本へ密航した人々が日本に根を下ろして生活している。おおむね1945年以前から日本に住んでいる人々とその子孫であり、「特別永住権⁷⁾」を有している在日韓国人をオールドカマーと称している。

2) 「ニューカマー」

韓日国交樹立後、就職、留学などによって日本に渡った人々、在日韓国人（オールドカマー）や日本人と結婚して日本に定着した人々や1983年に中曾総理大臣が「21世紀初頭までに留学生の受け入れ数を10万人とする」とした政策目標を発表したことにより、新たに日本に渡った在留韓国人の移民世代で、「一般永住権⁸⁾」を有している人々を在日韓国人であるオールドカマーと区別するための概念としてニューカマーと称している。現在ではおよそ18万人を越えている。中には不法滞在（オーバーステイ）や出稼ぎの人々も少なくない

7)特別永住者とは1991年11月1日に施行された日本の憲法「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号。略称・入管特例法）により定められた在留資格のこと。または当該資格を有する者をいう。米国戦艦ミズーリ艦上での日本の降伏文書調印日（1945年9月2日）以前から引き続き日本に居住している平和条約国籍離脱者（韓国・朝鮮人、台湾人）とその子孫を対象としているが、実際には朝鮮、韓国系の特別永住者には戦後の密航者も多く含まれる。

8)一般永住者とは、一定の要件を満たして永住許可申請をし、許可され、日本国に永住している外国人のこと。2007年末に初めて特別永住者の数を上回った。特別永住者は韓国・朝鮮が99%を占めるに対し、一般永住者は中国（台湾）・ブラジル・フィリピンの上位3国で3分の2を占める。

1.2.2 オールドカマーとニューカマーの相互間の意識の格差

長期滞在により言葉や文化に慣れ、そのほとんどが日本人と区別のつかないオールドカマーに比べ、ニューカマーは、日本社会への不慣れや日本語の不自由さからニューカマー同士のネットワークを形成し、その方が便利であると感じている。日本におけるニューカマーの韓国人はオールドカマーとは違って母語による情報ネットワークを主に利用し彼らだけの新しい形のニューカマー在日韓国人社会を形成している。日本において特殊な存在である在日韓国人のオールドカマーは現在では5世の時代に入っている。在日韓国人1世は、日本の朝鮮半島支配を機に出稼ぎや強制移住などの形で、日本に渡りはじめた。開放以降、帰国する派と日本に残る派に分かれた。そして、日本残留派が今の韓国人オールドカマー社会を形成した。

高齢化や帰化、日本人との結婚などでへりつつあるオールドカマーに加え、1980年代以降、出稼ぎなどで数多くの韓国系ニューカマーが来日、新宿区のインナーシティを中心にコリアンタウンを形成した。それ以降、新大久保に代表されるコリアンタウンは韓国人ニューカマーの受け皿となり、初期定着地の役割を果たすようになったのである。

歴史的背景によって、かつてから日本の地にその生活の場を築いているオールドカマーの立場からみると、ニューカマーの韓国人とは自らの意志で日本に渡ってきた移民の世代として自分達とは違うとの意識を持っていて、今まで自分達が築いてきた在日韓国人の社会を揺らがす存在であると考えている。一方、ニューカマーである韓国人の立場からみるオールドカマーとはすでに韓国人ではない日本人であるとの意識と同じ韓国人でありながらオールドカマーの人々は自らを特別な存在だと思い込んでいるのであるべく関わりたくないと考えているの

である。

このような状況を把握するために2007年に統一日報ではオールドカマー・ニューカマーの人々を対象にお互いの感じる意識や印象に関する調査を行った。その調査結果を簡略してみると次のようになる。

1) オールドカマーのニューカマーに対する意識・印象⁹⁾

- ・あまり深い関わりを持ちたくない。

→同じ民族であるとの理由でいつも頼ろうとする傾向がある。最近は韓人教会からの誘いが多くて、困っている。（男、61才、自営業）

- ・金稼ぎのために渡日している。

→日本に留学に来てくせに、学校をさぼり、アルバイトばかりしている。しかも、ホステスとして。ホステスが悪いとは思わないが、本来の目的は留学なのに。日本人から韓国人は日本に金稼ぎのために来ているとのイメージをもたらしめているのと同じ韓国人として不愉快である。（男、19才、大学生）

- ・日本に来ているのに口では日本の法律や流儀にそって生活していると言うが、実は日本の流儀を学ぼうとせず自分の流儀を主張しようとする。

→新大久保に行くともまるで韓国にいるかのように思う。ニューカマーのコミュニティ形成に反対するわけではないが、日本で生活しているからには少しぐらいは日本の礼儀作法にしたがう必要もあるのではないかと思う。（男、31才、会社員）

- ・民主主義がやけに強い。

→韓国から来た男の人は、やたらと政治の話になると燃える。何だか問題が生じるとすぐ、民主主義国家でこんなこと起きるとはあり得ないとすぐに興奮するので、よくびっくりさせられる。（女、27才、会社員）

- ・同胞だから世話されて当たり前だとの意識が強すぎる。

9) 「統一日報」 2007年11月23日付参照。

→となりの韓国人留学生はこちらから話をかけたり、挨拶をしても、普段は見ても見ぬふりするのに、頼み事があると時間を問わず、電話をかけてきたり、家に来ることがある。初めの頃は同じ韓国人だからの気持で世話をしていたが、今は結構、ウンザリしてる。（女、56才、主婦）

- ・見下したような態度がある。

→韓国から来たとなりの駐在員の奥さんは、いつも、在日韓国人は日本でいろんな差別を受けてきたからまともな教育を受けてないのではないかと心配そうに話すが、彼女の言葉の中にはこちらを見下すようなニュアンスがある。昔は日本社会の中で教育差別もあったが、今ではそんなこと考えたこともないのに少しショックだった。

（女、34才、保母）

- ・自分たちの領域を侵し、乱している。

→韓国から商売や留学などで来ている人による、犯罪が多くて、長い歴史の中で、オールドカマーが築いてきた日本人との信頼関係が崩れていっている。

（男、54才、飲食店経営）

2) ニューカマーのオールドカマーに対する意識・印象¹⁰⁾

- ・在米同胞には関心があるが、在日同胞（オールドカマー）には関心がない。

→在日韓国人はなんか貧乏臭い。それに比べると在米韓国人はリッチに思える。

アメリカンドリームを成功させたのはカッコイイと思う。日本で一生懸命バイトして、お金がたまったらアメリカに行くつもりである。（男、29才、留学生）

- ・お金はあるが文化的ではない。

→パチンコとか焼き肉屋とかの経営でお金は稼いだらうが、お金のことばかりに関心があるように感じる。アルバイト先のオーナーも在日韓国人なんだけど、日本人より

10) 「統一日報」 2007年11月23日付参照。

たちが悪い。（女、29才、留学生）

- 日本人より贅沢な生活をしているように感じる。

→知り合いの在日韓国人は親のおかげでとても派手で贅沢な生活をしている。日本人のイメージは地味だったので、日本に住む在日韓国人のそうだと思っていたので、意外と派手な生活に驚いた。（女、22才、専門学校生）

- 日本人より道徳性に欠ける。

→近所の日本人はとても礼儀正しく愛想もいいのでいつも感動しているのに、在日韓国人の人は、同じ韓国人であるにも関わらず、挨拶さえもまともにしないし無視したような行動をする。（女、44才、主婦）

- 実質的に日本人と変わらないのになぜ韓国・朝鮮の国籍を有しているのか理解できない。

→韓国語もできないくせに、なぜ、韓国人なんですか。帰化して日本人になればいいのに。都合のいいときだけ、韓国人を名乗っているかのようです。在日だから軍隊にもいかないくせに。（男、26才、留学生）

- 在日韓国人（オールドカマー）はニューカマーを避けているように感じる。

→未だに、韓国は日本より貧しい国なので韓国から来た人たちは金稼ぎのために日本でホステスするとか、不法滞在していると無視された。そんな理由だけで、同じ韓国人から避けられるなんてあり得ない話である。（女、33才、飲食店員）

1.2.3 揺れる在日韓国人社会

すっかり日本人社会と共存している在日韓国人（オールドカマー）は、ニューカマーについて韓国式の儒教的習慣を持ち込んで、日本で自分たちが代々築いてきたものを脅かすかもしれない存在であり理解しがたいと捉

えている。在日韓国人2・3世にとってニューカマー韓国人は外国人であるという認識が強まっている。見方によれば現在日本に居住しているニューカマーはいわゆる1世であるともいえるのだが、政治・歴史から見るとオールドカマーの在日韓国人とは異なる、自らの意思によって日本に渡って来た移民世代である。この点が、オールドカマーとニューカマーの最も大きな違いである。また、従来の民団・朝鮮総連のような政治的イデオロギーによるオールドカマー相互間の対立（個人的というよりは政治的・歴史的背景による傾向が強い）の構造とは異なる新たな対立構造が生じている。例えば、民団や総連を中心に生活の場を繰り広げているオールドカマーの在日韓国人と2001年創立された韓人会を中心として生活している韓国系ニューカマーの対立構造である。日本という国の中で共生・共存している同じ民族であるにも関わらず、相互の立場に対する理解不足によって生じているこのような対立構造は在日韓国人（オールドカマー）が母国である韓国で感じるカルチャーショックや不満、怒りとニューカマーが日本社会の中でオールドカマーに対して感じるねたみ、不満の構造と同様である。

お互いの置かれている状況や立場の相違によって、理解を深めるよりは相互の立場の主張だけを重視したあまり、犬猿の仲になっているのが現状である。

1.3 在日韓国人に対する認識

1.3.1 母国（韓国）人の在日韓国人に対する認識

在日韓国人は他の在外国民とは違った観点で認識される傾向が強い。それは主に歴史的な面にその重要な要因があり、過去の日本との関係の中で始まった、歴史的な視覚からの「民族」という概念と結び付けて在日韓国人を考えるからである。これは

韓国政府の政策だけではなく、個々人の意識と深い関係があると思われる。例えば、日本人が韓国語会話が少しできるだけであっても、韓国語が上手だと誉めてたてる。だが、在日韓国人が日本人と同じぐらいのレベルで韓国語を駆使すると韓国人なのに韓国語が下手であるとの偏見をもった視線で見つめ、批判するのである。また、その反対の場合もある。韓国に留学している在日韓国人が流暢に韓国語を話すと「在日」なのに韓国語が上手だと誉めるのである。韓国人でことにプライドを持ち、韓国人意識の強い在日韓国人の立場から考えると納得のできない失礼なことでもある。

在日韓国人の帰化に関する問題に直面したときの母国（韓国）人の視覚は他の在外国民に対する視覚とは大きな差をみせる。在日韓国人の帰化問題については民族意識が弱まった結果からの行動であり、民族を裏切る行為として捉えている。だが、その反面、在米韓国人の場合にはアメリカの市民権を有することに何の抵抗感を感じないのである。もちろんアメリカ市民権の獲得は民族を裏切る行為にはあたらない。逆に在米韓国人がアメリカ社会で認められる存在であれば韓国人の血が流れていることを誇りとして思う傾向である。

母国（韓国）人は在日韓国人に対し「反日本人」「バンチョクパリ（반쪽발이）」との認識が強い。韓国人の日本人に対する認識が今までの反日本人の傾向から随分、友好的な認識に変化したことに比べて未だ在日韓国人に対する母国（韓国）人の認識は冷たすぎ、差別的であることも事実なのである。母国（韓国）で感じる逆差別は母国（韓国）人の在日韓国人に対する認識が変わらない限り永遠と続くに違いない。

1.3.2 日本人の在日韓国人に対する認識

日本の在日韓国人に対する政策は大きく「同化」と「差別」に分けて考えることができる。だが、結局、「差別」がなければ「同化」と言う言葉は存在しないとも言え

るのである。日本や日本人の差別に対し、最近では就職に関する問題を除くとそんなに激しくはないと考えている人々もいるが、在日韓国人に対する差別的な認識は大きく変化してるとは言えない。ただ、過去の露骨的な差別から目に見えない形の差別に変っただけである。例えば、A（男子、33歳、韓国籍）さんは、日本人女性との結婚を控えていた。彼は結婚する前に自分自身が在日韓国人であることを告白すると彼女は何も言わず、涙を流しただけであったという。このようなことは、要するに日本人にとって在日韓国人という存在はタブーであり、そのタブーを破ったからではないのだろうか。また、自分自身と直接的な関わりがない場合はそのようなタブーが存在することさえ認識できないのである。

1.4 在日韓国人の国籍

1.4.1 在日韓国人の国籍と帰化

在日韓国人の数は今現在、およそ67万人にいたる。その67万人の在日韓国人の国籍には2種類がある。一つは「韓国籍」で、もう一つは「朝鮮籍」である。一般に「韓国籍」は韓国の人「朝鮮籍」は北朝鮮の人と思いがちであるが、実際にはそうではない。植民地時代には皆、「日本国籍」であったが、1945年日本の敗戦以後、日本に居住する韓国人には全て朝鮮国籍が付与された。その当時は大韓民国も朝鮮民主主義共和国もできてない状況にあったので、「朝鮮」とは単に「韓半島出身者」を指す言葉にすぎなかった。

1965年に韓日条約が締結され「韓国籍」は正式に国籍として認められるようになった。一方、日本は北朝鮮をいまだに国家としてみとめていないので、実質的に「朝鮮籍」というのは存在しないのである。よって、「韓国

籍」は「大韓民国国籍」の意味であり、「朝鮮籍」は単なる「北朝鮮出身者」との意味合いでしか捉えられていないのである。「朝鮮籍」というのは国籍ではなく嗜好に過ぎないので「朝鮮籍」の在日韓国人は法的には「無国籍者」になるわけである。日本政府が「韓国籍」だけを国籍として認めているので、「朝鮮籍」から「韓国籍」に変わることはいつでも可能なことであるが、その反対の場合は無理である。そのような理由によって「朝鮮籍」の人々が減ることはあるが増えることはない。

国内にいる時はおおかた国籍を意識せずにいるが、外国にできれば意識せずにはいられない。在留資格もしくは社会保障、就職などで権利を制限されるからである。一時的に外国に住んで帰国する観光客や駐在員に比べ、外国に生活の基盤をおいて永住する人の場合はより深刻になる。

国籍・帰化に関する問題は、今日、在日韓国人が抱える最も大きな問題といえる。在日韓国人が「韓国籍」ないしは「朝鮮籍」から「日本籍」を取得すること、「朝鮮籍」から「韓国籍」へと国籍を変更することは、法的には単なる国籍の変更の問題に過ぎない。しかしながらこれは、人間存在、在日韓国人の存在を揺るがしかねない重大な問題である。こうした国籍問題は、決して在日韓国人に限ったことではなく、近代においてはごくありふれたことである。日本に関係している民族として、在日韓国人以外にもアイヌなどの少数民族、沖縄などの非抑圧の歴史を持つ地域の住民、更には日本帝国主義下のアジアの国々を挙げることができる。帰化には深い苦悩と激しい葛藤があり、アイデンティティの危機も伴うのである。一筋縄にはいかない国籍・帰化の問題について詳しく見ていくことにする。

国籍の取得は、通常出生に伴って起るものである。世界の国籍法制には、親の血統で国籍を決める「血統主義」と、子供の出生地でその国籍を決める「生地主義」がある。韓国や日本、中国、ヨーロッパの多くの国々は「血統主義」をとり、米国や中南米の国々は「生地主義」をとっている。世界的に見れば「血統主義」

をとっている国の方が多い。しかし純粋な「血統主義」、「生地主義」というのはないに等しく、実際はいずれかの主義を主にしつつ柔軟に対処しているのである。

「血統主義」をとる日本は、父が在日韓国人であればその子供も韓国人の国籍となる。母が日本人であれば、事実婚を選択して子供を母の戸籍に入れ、日本国籍を取得することが可能である。しかし、戸籍から婚外子であることは一目で分かってしまう。父親の国籍をとろうとも母親の国籍をとろうとも、どちらにしても世間一般からは蔑視の対象である「在日韓国人の子」でしかないのである。

ここで、かつて朝鮮が日本の支配化にあった時期に遡って「朝鮮籍」の起源を見えることにする。1910年、韓日併合により朝鮮が日本の領土になったことに伴い、在日韓国人には一律的に日本国籍が付与され、「大日本帝国臣民」とされた。しかし、1922年に施行された朝鮮戸籍令により、日本国籍とは別に、在日韓国人は外地戸籍の一つである朝鮮籍に登録されたのである。これが「朝鮮籍」の起源といえるだろう。その後、日本が第2次世界大戦に敗戦し、韓半島は民事上日本の統治下から脱したものの、在日韓国人が引き続き日本国籍を有するかどうかに関しては確定した解釈がなかった。それが1947年に制定された外国人登録令によって、在日韓国人は当分の間は外国人としてみなすこととし、「朝鮮」なる国家は存在しないにも関わらず、現在の韓国籍を持つ者も全てひっくるめて、在日韓国人全体の国籍をとりあえず「朝鮮」として登録することにしたのである。「朝鮮」とはいわば記号であったのである。

大日本帝国臣民とされた在日韓国人であったが、しかしそれは日本人と在日韓国人との法の下での平等を意味するものではなかった。配給・徴税・刑事裁判については日本人同様に、参政権の停止・外国人登録と強制送還・人権保障からの排除については外国人として使い分けることによって、在日韓国人を差別的に処遇したのである。こうした差別は、法的にも認められていた。日本国憲法起草過程におけるマッカーサー草案の改訂によって「一切の自然人ハ……国籍起源ノ如何ニ依リ如何ナル差別的待遇モ許容又ハ黙認セラルコト無カルヘシ」のうち、「一切の自然人ハ」という

文言は「全ての国民」に、「国籍起源」という文言は「門地」に修正され、草案16条の外国人保護に関する独立条項は削除された。法的に朝鮮籍を持つ在日韓国人は、人権をあくまで国民の権利とする現行憲法体制の下に、人権保障から排除されたのである。

在日韓国人が正式に日本国籍を喪失したのは、1952年のサンフランシスコ講和条約の発効により、日本が朝鮮の独立を正式に認めたとされる時期である。大半の在日韓国人は、残留資格のない無国籍の外国人、つまりは難民同然として扱われるようになった。現行の外国人登録における朝鮮籍の意味するところは、「旧朝鮮戸籍登載者およびその子孫（日本国籍を有する者を除く）のうち、外国人登録上国籍表示を未だ『大韓民国』に変更していない者」に過ぎなかった。

在日韓国人の国籍の変更は「韓国籍」から「日本籍」へ、「朝鮮籍」から「日本籍」へ、そして「朝鮮籍」から「韓国籍」へ、「韓国籍」から「朝鮮籍」へと全部で4つの変更手続きがある。当初、一律朝鮮籍であったのに韓国籍が編成されたのは、1948年に大韓民国が樹立された時期である。韓国政府がGHQに対し、朝鮮の国籍以外にも「韓国」または「大韓民国」の国籍を用いるように要請したのである。その要請を踏まえて、1950年以降、本人の希望があった場合には日本における外国人登録上の国籍を「韓国」または「大韓民国」に書き換えることもできるようになった。しかし本人の希望だけでは便宜すぎるとの判断があり、1951年以降は、韓国政府が発行する国籍証明書を提示した場合に限って、国籍の書き換えを認めるようになった。こうして在日韓国人の一部が韓国籍を名乗るようになり、残りが朝鮮籍のまま今日に至っている。その結果、今や韓国籍取得者が7割、朝鮮籍取得者が3割というのが現状である。

朝鮮籍として外国人登録されている場合でも、韓国籍として登録されている場合でも、法律上の取り扱いに違いはないが、在日韓国人が韓国へ入国する場合において、韓国政府の入国管理の取り扱い上、韓国籍ではなく朝鮮籍である場合は入国に

制限がある。また、外国人登録制度上は未だ日本が国家として承認していない北朝鮮（朝鮮民主主義共和国）の国籍による外国人登録は認められていないという事実がある。ここで一つ、押さえておきたいことは朝鮮籍の者が、必ずしも北朝鮮を支持しているわけではないということである。もちろん北朝鮮を支持する朝鮮総連系の者もある。彼らは祖国や海外に出かける時、「公民証」の公布を受け、海外では北朝鮮大使館の便宜も受けることができるのである。このように北朝鮮を支持する人がいる一方で、北朝鮮を支持するわけではないが、韓国も積極的に支持しないことの表明としてかつての朝鮮籍を維持している者もある。朝鮮籍せあることが北朝鮮を支持し、北朝鮮の国民であるとは限らないことを再確認しておく必要がある。

次に、「朝鮮籍」から「韓国籍」へ、「韓国籍」から「朝鮮籍」への国籍変更について触れておくことにする。朝鮮籍とは、国籍の記載は単なる便宜上のものに過ぎず、本人の出身地を表す以外のものではないとされている。それに対し韓国籍とは、政府が発行する国籍証明書の提示に基づいて、韓国の国籍を示すとされている。そのため朝鮮籍から韓国籍への登録切り替えは国籍証明書が発行されていれば容易であるが、韓国籍から朝鮮籍への登録切り替えは、登録切り替えではなく登録事項の訂正であるとの見解が示されているのである。そのため、韓国籍への登録切り替えの場合と比べて、朝鮮籍への登録切り替えは極めて困難であるといえる。

実際、韓国籍から朝鮮籍に変更する者はわずかであるが、朝鮮籍から韓国籍へと変更するものは多い。夫婦間、兄弟間でも韓国籍・朝鮮籍とで、国籍が違うケースも珍しくはないのである。1998年の朝日新聞のコラムに「……植民地時代からの在日韓国人とその子孫55万のうち、韓国籍は今や40万、朝鮮籍は15万、毎年、4、5千人が朝鮮籍から韓国籍に移籍している。」と示されている¹¹⁾。55万という数には韓国からの新しい移住者（ニューカマー）は含まれてないのである。在日韓国人の国籍・帰化問題とは国籍の変更の問題のみではない。

11) 『朝日新聞（朝刊）』1998年6月10日付。

植民支配下では、一つの民族であったが、統一を期しての南北分断という事態は、長年に亘って在日韓国人社会に黒い影を落としていると言えるのである。

在日韓国人が日本へと国籍を変更すること、いわゆる帰化に迫っていく。帰化とは、『広辞苑』（第五版）によれば、「志望して他の国の国籍を取得し、その国の国民になること」とある。英語の名詞形は、Naturalizationである。Naturalとは、「自然の」「無理のない」「当然の」「生まれつき」といった意味を持っている。国籍の違う者が定住先の国籍を取得するということは、当然のことであるとも言える。表1「在日韓国人の帰化者数」からでもわかるように、在日韓国人の帰化は1952年に始まる。サンフランシスコ講和条約を契機に在日韓国人の国籍が一斉に剥奪された時、既に日本の公務員の地位にあった朝鮮人・台湾人に対し、便宜上帰化を申請させたのが始まりであると言う¹²⁾。表1によると、60年代に入り3000人台の水準となるが、これは1959年の朝鮮民主主義共和国への帰国事業に絡み、帰国を迫られて帰化を決意するに至った者が多かったからである。1970、1980年代には帰化者の数は3000人から6000人台の間で推移している。南北分断の固定化と定住化傾向、1世から2、3世への移り変わりが大きな原因である。1990年代からは徐々に増加の道を辿っている。1992年には7244人、1993年には7897人、1994年には8244人、2001年得には10295人と着実に増加していることがわかる。

在日韓国人の日本国籍の取得の理由は様々である。不安定な在留資格を安定的なものにするため、海外への出張や旅行をするのに便利であるから、商売の便宜のためといった便利性を求める者も多いのである。日本社会の差別や偏見から逃れるためという「民族」からの逃避、日本人との結婚をきっかけとしての子供への配慮、就職に有利であるなど、必ずしも帰化が積極的に「民族」を捨てることを意味するのではない。

次は、在日韓国人の結婚状況を見ていく。戦前、戦後の在日社会は、日本人と

12) 尹建次 (1992) 『「在日」を生きるとは』岩波新書 p134.

の結婚を否定的に見ており、生活・風俗・習慣・価値観の違いから日本人と結婚しても、うまく行くはずがないと考え、また、日本人との結婚は民族に対する裏切り行為であるとの考え方もあった。このような否定的な意識は在日韓国人に限ったことではなく、日本人も同様であった。日本の結婚はイエが重要であり、双方の血筋、家柄、資産などの釣り合いが重視されたために、蔑視の対象であった在日韓国人との婚姻が成立したとしても、「在日韓国人」であるがゆえに一家のいじめにあうこともしばしばであった。しかし、時代は移り変わり徐々に風向きがよくなってきたのである。

表2の「在日韓国人の婚姻状況」を参考にすると、1975年の在日韓国人の結婚は、同胞間の婚姻、日本人（日本籍に帰化した在日韓国人を含む）との婚姻がほぼ同数になっている。最も新しいデータ2007年には、同胞間の婚姻9.5%に対して、日本人との婚姻は87.8%とあり、今や日本人との結婚の方が圧倒的に多数を占めている。しかしその一方で、日本人との結婚の離婚率は日本人の2倍と高く、婚姻差別が完全に消去されたわけではない。

表1) 帰化者数¹³⁾

年度	帰化数	年度	帰化数	年度	帰化数	年度	帰化数	年度	帰化数
1952	232	1964	4,632	1976	3,951	1988	4,595	2000	9,842
1953	1,326	1965	3,438	1977	4,261	1989	4,759	2001	10,295
1954	2,435	1966	3,816	1978	5,362	1990	5,216	2002	9,188
1955	2,434	1967	3,391	1979	4,701	1991	5,665	2003	11,778
1956	2,290	1968	3,194	1980	5,987	1992	7,244	2004	11,031
1957	2,737	1969	1,889	1981	6,829	1993	7,697	2005	9,689
1958	2,246	1970	4,646	1982	6,521	1994	8,244	2006	8,531
1959	2,737	1971	2,874	1983	5,532	1995	10,327	2007	8,546
1960	3,763	1972	4,983	1984	4,608	1996	9,898	2008	7,412
1961	2,710	1973	5,769	1985	5,040	1997	9,678	2009	

13)www.mindan.org

1962	3,222	1974	3,973	1986	5,110	1998	9,561	2010	
1963	3,558	1975	6,323	1987	4,882	1999	10,059	合計	296,168

表2) 婚姻状況¹⁴⁾

年度	婚姻件数	同胞間婚姻		外国人との婚姻	日本人との婚姻			その他外国人
		婚姻数	構成		妻	夫	合計	
1955	1,102	737	66.9%	33.1%	22.0%	8.5%	30.5%	2.6%
1965	5,693	3,681	64.7%	35.3%	19.8%	14.8%	34.6%	0.7%
1975	7,249	3,618	49.9%	50.1%	21.4%	27.5%	48.9%	1.2%
1985	8,588	2,404	28.0%	72.0%	29.4%	42.2%	71.6%	0.4%
1987	9,088	2,270	25.0%	75.0%	26.0%	48.5%	74.5%	0.5%
1990	13,934	2,195	15.8%	84.2%	19.5%	64.2%	83.7%	0.5%
1991	11,677	1,961	16.8%	83.2%	22.8%	59.7%	82.5%	0.7%
1992	10,242	1,805	17.6%	82.4%	27.4%	54.1%	81.5%	0.9%
1993	9,700	1,781	18.4%	81.6%	28.5%	52.2%	80.7%	0.9%
1994	9,228	1,616	17.5%	82.5%	29.1%	52.6%	81.7%	0.8%
1995	8,953	1,485	16.6%	83.4%	31.7%	50.5%	82.2%	1.2%
1996	8,804	1,438	16.3%	83.7%	31.8%	50.7%	82.5%	1.2%
1997	8,504	1,269	14.9%	85.1%	31.3%	52.7%	84.0%	1.1%
1998	9,172	1,279	13.9%	86.1%	28.7%	56.1%	84.8%	1.3%
1999	9,573	1,220	12.7%	87.3%	26.1%	60.6%	86.7%	0.6%
2000	9,483	1,151	12.1%	87.9%	21.7%	65.5%	87.2%	0.7%
2001	9,752	1,019	10.4%	89.6%	25.4%	63.4%	88.8%	0.8%
2002	8,847	943	10.7%	89.3%	26.9%	60.5%	87.4%	1.9%
2003	8,662	924	10.7%	89.3%	25.8%	61.4%	87.2%	2.1%
2004	9,187	949	10.3%	89.7%	25.0%	62.4%	87.4%	2.3%
2005	9,238	866	9.4%	90.6%	22.6%	65.7%	88.3%	2.4%
2006	9,464	845	8.9%	91.1%	24.7%	63.8%	88.5%	2.6%
2007	8,889	847	9.5%	90.4%	24.8%	63.0%	87.8%	2.5%

¹⁴⁾www.mindan.org

結婚差別同様に、就職に関する差別も見逃すことはできないのである。在日韓国人の職業の向かうところは、戦後日本社会で主流となるホワイトカラー、サラリーマンなどの職種からは排除され、都市の自営業とくに零細下請け工場、履物製造、飲食店、風俗営業などが多かった。1980年代以降、徐々に緩和されつつあったが、これまた完全に消去されたとはいえないのである。在日韓国人の子供たちは幼少時代から親の就職差別ゆえに、貧しさや不安定な生活を強いられてきた。自らはこのような生活から逃れるべく、なんとか日本社会へ溶け込みたいと願うのであったが相変わらず「在日韓国人は信用できない」との根強い差別が残り、親の世代よりも安定した生活を求める若者の機会は奪われている。現在にまでは、就職の差別の連鎖は解決されることなく繰り返されることになるのではないかと思われる。

帰化の理由こそ違いが、日本国籍を取得した在日韓国人は、多かれ少なかれ後ろめたさを感じつつ生きているという事実も問題であると言える。国を奪われ、民族としての誇りを傷付けられた歴史、そして戦後も不当な扱いを受けたという思いが、日本国籍取得に否定的な感情を抱かせるのである。帰化はアイデンティティの危機、さらには人間解体の危機をもたらしたが、在日韓国人も5世に至る現在は帰化に対してだいぶ寛容になり、かつてのような日本への同化に対する蔑視は少なくなっている。民族離れの傾向にある若者を中心に帰化への願望が高まっているのである。

しかしこれは、在日韓国人がエスニック・アイデンティティを放棄したということではない。近年、帰化者の中から「民族」の理念ないしは意識を取り戻し、日本国籍の保有者であるにも関わらず「在日韓国人」として生きようとする若者が現れはじめてのである。「民族」や「在日韓国人」の証は「国籍」ではなく、帰化に際して奪われた本名を再び堂々と名乗ることである。これは、日本国籍を取得した者であっても「日本人」にはなっていないという訴えであり、「日本国籍」＝「日本人」という図式を否定する行為である。在日韓国人のエスニック・アイデンティティとナショナル・アイデンティティは必ずしも一致するわけではないのである。

戦後から現在に至るまでの在日韓国人の帰化者数は約29万人、この数は決して大きいと言えなくもないが、2、3、4世という世代交代があるにも関わらず、韓国・朝鮮籍を維持している者が多いことは、世界のマイノリティから見れば非常に稀なことである。ここで一つ、なぜ在米韓国人のアメリカ市民権獲得率は高く、在日韓国人の帰化率は低いのかということを3点に絞って考えてみる。

一点目として、尹建次によれば、国家に対する「忠誠」の観念の相違が関係している¹⁵⁾ようである。アメリカ人は、一般的に契約観念に基づいて行動しているという。その契約観念の中に、「忠誠」も位置づけられている。アメリカの言う「忠誠」とは、政府が国民に与える保護に対する義務であり、他の政府の国民になるまで、その政府への絶対かつ永久的な義務として有していなければならないものである。アメリカにおいては、「契約観念」は社会の中で発達し、国家と国民の権利義務が明確に位置づけられる伝統があるだけに、これまで「忠誠」も国家との契約という原点で捉えてきたのである。一方、日本における「忠誠」とは、戦前は天皇への忠誠という形で存在していたが、戦後は主権在民ということで、忠誠の本質上の対象は国民ということになり、そのため忠君という意味での「忠誠」は消滅したが国家に対する「忠誠」は残った。日本は戦前・戦後も「忠誠」制度として扱われることはなく、自然に意識の中に前提として入り込んでしまっているのである。「忠誠」の意味が違うが、一つの要因としてあるようである。

二点目の要因として、「日本人」と「在日韓国人」との区別が外見上は困難であるからではないかと思う。日本人と在日韓国人の間には、欧米諸国におけるような皮膚、言語、宗教における明確なちがいというものはない。自然な同化作用のせいであるのか、在日韓国人の世代が進めば進むほど、益々日本人との区別は難しくなってきた。在日韓国人が日本国籍を取得しなくとも、はた目からは十分に日本人として生きていくことができるのである。これが在日韓国人を帰化から遠ざけているのではないかと思

15) 尹建次 (1992) 『「在日」を生きるとは』 岩波新書 pp.137-138。

われる。

三点目の要因として、かつての日本の植民地支配下において同化の手段として用いられれた日本国籍が、解放後には一転したことにある。単一民族国家を標榜した日本によって、純血な生き枠の日本人の再生産に在日韓国人は不要とされ、国籍法において差別が行われたことが今も尾を引いているのである。

在日韓国人は「韓国」「北朝鮮」「日本」と、三つの国家に対し自立的なエスニシティ集団として密接な関係を保ちつつ、日本社会の変革に関わりながら、自らの手で帰化問題に立ち向かっていく必要がある。中には差別的日本社会で帰化することが、人間性の破壊に繋がるという意見もあるが、だからと言って、帰化はすべきではないと言えるものでもない。まずは、日本社会の法体系を根本から変える必要があるのではないかと思う。例えば、スウェーデンでは、在住外国人の基本的な人権が保障され、公文書には「国籍 (Nationality)」という言葉はなく、全て「市民権 (Citizenship)」という表現になっている。このような市民権的発想が、今の日本や韓国には必要であると思われる。

1.4.2 在日韓国人の国籍の推移

在日韓国人の世代交代と共に言語・教育・婚姻などが「同化」していく中で、一つだけ「在日韓国人」をゆるぎない力で拘束しているものが「国籍」である。「在日韓国人」が国籍にこだわる原因の一つとして日本社会の差別を挙げることができる。一方、1980年代から本格的に始まる日本社会の「国際化」の煽りにより、「在日韓国人」の意識や価値観の多様化した。それに伴い「日本籍への帰化」も年々増え続けている。

韓国・朝鮮籍を維持するのも、日本籍に帰化するのも、その主な原因が日

本社会の差別であると言われるのは、日本による朝鮮植民支配という歴史的背景がある。「在日韓国人」の日本社会での法的地位はそれぞれの時代の歴史的・政治的背景によって左右されていた。

植民期には日本人（内地人）とは明確に区別されてはいたが、「在日韓国人」は法律では日本人として扱われていた。しかし、1952年4月28日サンフランシスコ講和条約の発効と同時に「在日韓国人」は日本国籍を喪失することになるが、1991年法律第71号「出入国管理特例法」により、全ての「在日韓国人」の法的地位が「特別永住者」に一元化されるようになった。このような背景から、「在日韓国人」の帰化に関して賛否両論が存在している。韓国・朝鮮籍を維持しなければならないと主張する側の言い分は、日本国籍を取得しても結局、民族問題は解決しないし、若い世代の「在日韓国人」は言語・生活・文化などの民族特性と言えるほとんどのものをすでに失い、国籍さえ失ってしまえば韓国・朝鮮人であることを証明できるものが何もなくなってしまうので韓国・朝鮮籍を維持すべきだとの考え方である。一方、帰化に賛成する側の言い分は「在日韓国人」が日本に永住することが明らかになった時点で、帰化を少なくとも否定的に考えていたのでは、「在日韓国人」の将来を展望することはできないので、帰化を「在日韓国人」の生き方の一つの選択肢として認めるべきだとの考え方である。韓国・朝鮮籍を維持していくも、帰化するも全てを日本社会の差別のせいにするのではなく、個々人の置かれた状況や個人史の相違、世代間の相違などの諸要素を総合的に批判し理解していくことが必要とされる。

現在の在日韓国人の国籍とアイデンティティ問題を考察するにおいて、1910年の韓日合併から現在に至るまでの在日韓国人の国籍がどのように変化してきたのかを再度、考えてみる必要があると思われる。植民地支配

の時期、GHQ占領下の時期、サンフランシスコ講和条約締結以後の時期に区分し、在日韓国人の国籍の推移を考えて見ようと思う。

1.4.2.1 植民地支配の時期

1910年の「韓日併合移管条約」によって日本に併合され本格的に植民地支配がはじまる。よって朝鮮人は一括的に日本国籍を取得するようになるが、決して日本人と同一な法的地位を獲得したわけではなかった。日本領土に含まれた朝鮮は当時の日本帝国憲法体制とは違う別枠の法体制が適用される地域、すなわち、「異法地域」であったため朝鮮人を「外地人」とし本土の「内地人」とは適用法令とは異なっていたのである¹⁶⁾。例えば、朝鮮人は戸籍において日本人と法的に区別されていた。日本人は日本戸籍法の適用により「内地戸籍」を有する者になるが、朝鮮人は日本戸籍を有していながらも1922年の「朝鮮戸籍令」によって「朝鮮戸籍」に登録され原則的には相互間の転籍は禁止されていた¹⁷⁾。すなわち、日本人が朝鮮に移り住んでも本籍地を朝鮮に移すことは不可能であり、朝鮮人が日本に移り住んでも本籍地を内地に移すことは不可能であったのである。このような身分上の区別は在日韓国人に関しても同様であり、在日韓国人は朝鮮戸籍令に適用されたので朝鮮の戸籍を日本の戸籍に転籍することは日本人との結婚または日本人の養子になる場合を除いては許容されなかった。このように日本人と朝鮮人の戸籍の差異は民族の差異を表すことになるのであるが、このような形は戦後の在日韓国人の国籍の決定に大きな影響を及ぼすことになった。

16)金容漢 (1977) 『韓国戸籍制度と戸籍法』日本加除出版 pp.2-6。

17)朴鐘鳴 (1995) 『在日韓国人歴史・現状・展望』明石書店 pp.191-194。

一方、植民地支配下の朝鮮人・台湾人で日本国内の居住者には1925年に公布された普通選挙法によって国政・地方参政権が認められた¹⁸⁾。

実際、1935年の衆議院議員選挙には「相愛会」の創立者である朴春琴が東京西区で立候補し、当选して朝鮮人最初の衆議院議員になった。また、普通選挙法の公布以後、都道府県、市町村議員に立候補する朝鮮人も383名に達し、96名が当选された¹⁹⁾。

1.4.2.2 GHQ（連合国最高司令部）占領時期

1945年8月15日、日本はポツダム宣言を受け入れ連合軍に対し無条件降伏した。当時、日本に居住していた在日韓国人は200万以上にであったが、そのほとんどの人々は次第に帰国し1946年までに帰国した在日韓国人は150万人に達した。だが、貨物や現金携帯の制限、日本生活の清算の必要性などの理由で帰国者の数は急激に減少した。また、帰国した者のの中には本国の情勢不安、生活苦などの理由で日本への再入国を図る人々もいたのである。こうして日本には50数万名の朝鮮人が居住することになった。これによって、朝鮮人問題は朝鮮人の帰国によって無難に解決されると期待していたGHQと日本政府は新しい対応方法を模索しなければならない状況に置かれた。GHQがはじめて在日韓国人の地位に関して言及したのは1945年11月3日付け「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後に置いての初期の基本指令」で、この指令でGHQ「朝鮮人は軍事上の安全が許す限り、解放国民と

18)戦前には内地の朝鮮人、台湾人にも選挙権と被選挙権が与えられていた。

高妻新（1980）『体系戸籍用語辞典』日本加除出版 pp.34-35。

19)松田利彦（1992）『衆議院議員選挙と朴春琴』『ほろもん文化3 在日韓国人が選挙に行く日』新幹社 pp.80-91。

しての扱いを受けるが必要によっては積極的に取り扱うこともできる²⁰⁾。」と発表することで具体的な問題の対処方案を表明した。

これによって在日韓国人は必要によっては敵国民として扱われることもあった。得に、東西の冷戦が激化し、GHQの政策に反対する在日韓国人の闘争が激しくなるにつれ、GHQは在日韓国人を敵国民、すなわち日本人として見なし、抑圧する政策を取りはじめたのである。1946年11月5日、GHQは「朝鮮に帰国しない朝鮮人は韓国政府が彼らに韓国国民として承認するまでは日本国籍を保有している者²¹⁾」とみなすとの指令を下した。

一方、1945年10月に改正された選挙制度には戦前渡日した朝鮮人、台湾人には参政権を認めると明記されていたが、2ヶ月後に成立した改正衆議院選挙法には旧植民地出身者の選挙権・被選挙権を当分の間、停止するとの条項が設けられそれ以後、今現在に至るまで在日韓国人の国政・地方参政権は認められていないのである。また、在日韓国人は1947年に実施された外国人登録令の適用対象になった。この登録令によって在日韓国人には外国人としての登録義務が付加されると同時に登録手続きを違反し処分を受けた人は強制退去されようになったのである。このように、GHQ占領期間中に在日韓国人が受けた法的処遇は二重に権利を否定されるなどの不明確で不安定であった。

1.4.2.3 サンフランシスコ講和条約締結以後の時期

1952年、サンフランシスコ講和条約が発効し、「日本は朝鮮の独立を承認し、朝

20)山本冬彦・吉岡増雄(1987)『在日韓国人と国際法入門』 社会評論社 p51。

21)大沼保昭(1946)「〈資料と解説〉出入国管理法制の成立過程5」『法律時報』第50巻8号。

鮮に対する全ての権利、権限及び請求権を放棄」することになるが、これに先たち、当時の法務部民事局長の名で「朝鮮人は講和条約発効日から日本国籍を喪失した外国人になる」との通達が提出され、在日韓国人はサンフランシスコ講和条約の発効と同時に日本国籍を喪失することになっていたのである。このような通達によって日本国籍を喪失し、外国人になった在日韓国人はその後、外国人を管理する法、すなわち、「出入国管理法」と「外国人登録法」の規制下に置かれることになった²²⁾。1952年から在日韓国人の滞在資格が細分化し、その条件も不安定になったのである。在日韓国人は出入国管理特別法による滞在資格とは関係なく永住のできる法的地位によって日本に滞在してはいるが、外国人であることには変わりなかった。よって、一定の事由に該当する場合には強制退去される場合もあり、参政権などの国民として権利は保障されず、国民健康保険や国民年金、公営住宅法などの法律の適用に制限があった。このような不安定な状況に置かれていた在日韓国人の法的地位及び処遇に対し、韓日政府は1965年に「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」を締結することになる。この協定は朝鮮半島出身者のうち1945年8月15日以前から引き続き日本に居住している韓国籍保持者（及び協定発効後5年以内に日本で出生した直系卑属）に対し出入国管理令（後の入管法）に基づく一般の永住許可とは別の永住許可（協定永住）を与える制度を主たる内容としている。対象者は、協定発効後5年以内に申請すれば、この協定永住の許可が与えられた（法令による自動付与ではなく申請が要件とされた）。また5年経過後も、既に協定永住を得た者の子（孫以降は含まない）に限り出生後60日以内に申請すれば、同じく協定永住の許可が与えられた。この協定永住を保持する者に対しては、麻薬犯罪や内乱に関する罪など重大な犯罪を犯さない限り退去強制

22) 在日韓国人はこの時から一般に外国人と同じく出入国管理令と外国人登録法の適用対象になり、場合によっては強制退去されることもあった。また、その後に制定された社会保障制度（国民年金）にも外国人であるとの理由で加入を認められなかった。公営住宅の入居や国民金融庫からの融資、日本育英会からの奨学金などのサービスを受けることもできなかった。

の対象とならないなど、他の在留外国人に比べ優遇措置が適用された。

以上のように日本の場合、「生地主義」ではなく「血統主義」の国籍法を取入れているので、在日外国人及びその子孫は日本で生まれ育ったとしても日本人ではなく在日外国人のままである。外国人が日本で市民権を得ると言うことは日本の国籍取得を意味することである。また、日本国籍の取得とは帰化をするか、親のどちらかが日本人の場合に自動的に可能なことである。特に、日本の場合には現在、「移民受容政策を取ってないために²³⁾、日本国籍取得者は制限されているのである。このように日本国籍取得者が制限され、未だ在日韓国人が韓国・朝鮮籍を維持しようとする傾向があるなかでも、日本人との結婚の増加、帰化者の増加により在日韓国人社会の国籍の推移は逆転し、在日韓国人の数が激減していることも否定できない事実である。

1.5 日本国籍取得に関する態度

現在の日本の帰化制度は在日韓国人問題、特に在日韓国人問題を論じる時には批判される場合が多い。日本の帰化制度は日本国籍取得制度ではなく、同化制度または民族抹殺制度であることが批判される理由である。それにも関わらず、在日韓国人の日本への帰化は時代の流れとともに増加している傾向である。1952年からはじまった帰化制度によって日本国籍を取得した2009年度の累計で284,840人に達した。

また、最近、在日韓国人と日本人との結婚が増えていることを考慮すると、これから日本国籍取得者は間違えなく増えると予測される。

23) 坂中英徳 (1990) 『改正入官法解説-新しい出入国管理制度』日本加除出版 p38。

1.5.1 日本国籍取得に対する反対の意見

1910年からはじまった日本の朝鮮植民地支配という歴史的・政治的背景によって在日韓国人は国籍に対して特別な感情を持ち、日本国籍取得や帰化に関して強い抵抗感を示していた。特に1世たちは韓国・朝鮮籍に執着していた。では、一体、何故彼らは韓国・朝鮮籍にそんなに執着したのであろう。様々な理由があると思われるが、最も大きな理由の一つは日本国籍を取得しても結局、民族問題は解決できないとの考え方が根底にあるからである。実際に戦後補償、公務員の採用等の問題は全て国籍問題であり、日本国籍を取得すると解決可能な問題である。だが、日本国籍を取得するからといって在日韓国人に対する民族差別がなくなるわけではない。すなわち、日本に帰化したところで日本社会から日本人として受け入れられることではないからである。

事例) 元衆議院議員である新井将敬は16才の時に帰化し在日韓国人であった。新井は東京2区に出馬したが、落選する。当時同じ区で出馬した候補陣営から様々な民族差別を受ける。新井の選挙ポスターに赤いスプレーで「朝鮮に帰れ」「朝鮮人は立候補する資格がない」などの内容が書かれた。それまで自分の出身を隠し選挙運動をしてきた新井は2回目の選挙で自分自身、元は在日韓国人であることを明らかにした後、当選した。

また、結婚にて見られる民族差別もその理由になる。帰化することによって日本国籍を有し、一流大学を卒業、大手企業に就職したとしても結婚相手を探す時には結局、その出身が妨げになるケースが多い。仕方なく在日韓国人の民族集団

(民団・総連)などに依頼してもみるが、本来の民族団体からは「民族の裏切り者」として断られることもある。

事例) 大阪には帰化者の集まりである「成和会²⁴⁾」がある。この集まりでは結婚適齢期の子供の見合の場が設けられていたが、今では日本国籍を取得した者同士の結婚の社交の場になっている。

では、なぜこのようなことが起きているのであろう。それは彼らは結局日本人からも、在日韓国人からも拒まれ、疎外されることになったからである。

日本国籍を取得したとしても「結婚」という状況になると出身が問題になり差別されるわけである。

日本への帰化者の増加は在日韓国人の消滅に至る結果とされるので国籍は必ず維持されなければならないとの考え方がある²⁵⁾。この考え方は帰化者は韓国人ではないとの前提である。この考え方によると在日韓国人を消滅させないためにも韓国・朝鮮の国籍を維持しなければならないとのことである。

日本国籍取得には様々な制限意識が存在するが、このような考え方には限界がある。国籍は果たして民族的アイデンティティを充足するものであるのか、被差別的意識の反発としての民族意識・国民意識に代る、その他の何だかの生活方式を提示しなければ在日韓国人は日本社会で「目に見えない存在」になってしまうのか。だから、すでに日本国籍を取得した人々をどのように考えていくべきか慎重に考えるなければならないのである。

24)成和会は1960年に下関で結成された。帰化はしたが、完全たる日本人にもなれない、また民団や総連ともあまり関わりたくない帰化者が親睦を図り、困難なことを共に解決していくための趣旨で結成された集まりである。

25)小林慶二は雑誌『アエラ』の「帰化に揺れる、民族に利便か」で、ますます増加している帰化者についてこの傾向であれば21世紀の半ばに在日韓国人が消滅する表現している。

1.5.2 日本国籍取得に対する賛成の意見

帰化、すなわち日本国籍取得の問題は今まで在日韓国人の間ではタブーしされ、長い間、論議のしにくい状況が続いた。それが、1980年代に若い世代を中心に日本への帰化・同化の傾向が強くなるにつれて在日韓国人問題を扱う雑誌や各種民族団体主催のシンポジウムの場で、在日韓国人問題が少しずつ論議されるようになったのである。1981年にジャーナリストの梁泰昊²⁶⁾は第7回「民闘連²⁷⁾」交流集会で「日本国籍を取得しても韓国人として生きていける」と当時としては破格的な発言をしたが、当時のこの発言に対して人々は無視し、耳に留めなかったのである。

だが、日本社会の国際化の進行、特に1985年の国籍法改正の問題と絡んで在日韓国人社会だけではなく、日本の学者の間でも様々な意見が出されるようになった。小川晴久は「日本国籍の取得と民族性の保持は両立しないのか²⁸⁾」の論文の中で日本国籍法改正による日本人と結婚し生まれた子供は出生と同時に自動的に日本国籍を取得するようになるのだが、日本国籍を取得しても韓国人として生きていく方法はないのであるのかと問題を提起した。

また、氷守良孝は「在日韓国・朝鮮人に日本国籍取得の道を開け」との社説の中で「在日韓国・朝鮮人に対する処遇の改善と並行して協定永住権者・特別永住権者を問わず、植民支配により日本に定住することになった全ての旧植民地出身者及びその子孫に日本国籍を広く開放しなければならない..」 「日本国籍を取得するとは日本人に同化されることではない。日本国民の中に韓国系・朝鮮

26)1946年、大阪生まれ。関西大学文学部卒業、ライターとして活躍。1998死去。

27)正式呼称は「民族差別と闘う連絡協議会」であり、在日韓国・朝鮮人と日本人の市民運動グループが地域を拠点に民族差別をなくし、「共に生きる社会」の実現をめざした取り組みを積み重ね、ネットワークを広げながら活動を続けてきている。現在は組織を改めて「在日コリアン人権協議会」と称する。

28)小川晴久 (1984) 「日本国籍の取得と民族性の保持は両立しないのか」、『教養学科紀要』東京大学 pp.131-134。

系・台湾系がいて、少数民族としての処遇と権利を要求することは同化主義ではない²⁹⁾。」と明らかにし、日本側にこの問題について自主的に解決することを求めた。

一方、日本だけではなく韓国でもこの問題は論議され、注目されることになった。孫吉弘は「在日韓国人に国籍選択権を与えよ」との社説の中で「戦前は植民地だったので朝鮮人として民族的差別を受け、戦後は外国人だとして国籍の差別をされているのが在日韓国人だ。日本人と同様、戦争に参加したが恩給はなく、権利さえも外国人であるとの理由で除外された。納税の義務と法に対する責任は日本人同様である、そこには過去の歴史に対する反省もなければ、戦争に対する終止符もない。戦争に終止符を打ちたいのであれば、在日韓国人に国籍の選択権をべきではないのか」と提言している³⁰⁾。ここで注目されるのは「国籍を与える」だけではなく「国籍選択権を与える」との表現を使っている点にある。

このような意見は敗戦国であるドイツがオーストリア民族に国籍選択権を与えたことを意識した主張と思われるが、この主張は在日韓国人にも国籍選択権を与え、どちらかを主体的判断で選択できるようにするとの理論である。

1.5.3 国籍とアイデンティティ

一般的に日本人は、特に在日韓国人と直接的な関係のない人々の国籍に関する見解は「国家による管理装置・抑圧装置」との観念的な解釈をする程度で、ほとんど無関心に近い状態に比べ在日韓国人の国籍意識は彼ら自身の生活史や生活の方式を左右する重要なものとして受け入れられ、苦しむ中で自分自身の国籍を選択している様子を伺うことができる³¹⁾。

29) 氷守良孝「在日韓国人・朝鮮人に日本国籍の道を開け」、『毎日新聞』1990年5月4日付。

30) 孫吉弘「在日韓国人に国籍選択権を与えよ」、『毎日新聞』1993年11月16日付。

31) 季刊ちゃんそり編集部（1981）「〈在日〉における国籍の意味」、「季刊ちゃんそり6」p23。

では、なぜ在日韓国人は国籍に執着し、その背景と根拠はどこにあるのかをインタビュー調査の事例を通じて見てみると次のようになる。

事例1) A (女子27才、韓国籍)さんは日本人男性と結婚する時、親戚以外の人々には韓国籍であることを隠すこと条件とした。この女性にとって結婚＝入籍という形での日本国籍の取得は、ある面では抵抗感の少ない形ではあると考えられるが、「主人の家族の理解不足に怒りを感じているので帰化を考えたことがない。その必要性を感じない。」と答えた。

事例2) B (女子55才、朝鮮籍)さんは就職・結婚・離婚・子供の就職などで国籍による差別を受け、妊娠した時に子供の将来を考えて帰化することについて悩んだが結局は帰化をしなかった。その理由として「何しろ、日本国籍に帰化したくはない。自分自身の国籍を持つということは当たり前のことであるので、せめて二重国籍を認めてくれることを願う限りである。」と答えた。もっとも家族全員が帰化したにも関わらず、一人だけ韓国籍・朝鮮籍を維持する人々や家族のうち親は韓国籍・朝鮮籍を維持し、子供だけが帰化する場合もかなりの数存在している。

事例3) C (男子27才、帰化「ダブル³²⁾」)は自分の日本国籍取得に後ろめたさを感じ、裏切り行為と感じ、疎外感に苦しんでいる。「日本で生活していくためには日本国籍が必要であった。でも、帰化したことを「同胞」の友だちに打ち明けると裏切り者といわれた。それ以後、「同胞」友だちの間で仲間外れされた。」と答えた。

32)従来、国籍または民族の異なる夫婦の子供に「合の子」、「ハーフ」の表現を使っていたが、最近はこのような表現の代わりに「ダブル」の表現を使っている。「ハーフ」とは英語のhalf、すなわち半分の意味を持っているのでマイナス的なイメージが強かった。だが、「ダブル」は血縁的にも文化的にも2倍であるとの積極的イメージの意味を含めているので民族教育に従事する人々を中心に使われている。

事例4) D(女子19才、帰化「ダブル」)さんは父親が日本人で、母親が朝鮮籍であり、自分自身は日本国籍である。「私は日本国籍なので韓国奨学会からも朝鮮奨学会からも奨学金をもらえない。妹は私立の民族学校に通っているが、韓国籍なので他の生徒とは違う待遇をされ、授業料も高く支払っている。祖母は年金をもらえない。このような状況は在日韓国人の一般家庭と何一つ変りないと思う」と国籍の差別について強く不満を表した。

特に、事例3)、4)のケースの人々は「最終的に韓国・朝鮮人でも日本人でもない一人の人間である」と定め、このような立場で在日韓国人が韓国籍・朝鮮籍を維持している根拠として日本国籍と帰化した者、ダブルである自分達を排除しようとする傾向を強く批判している。

帰化を考えたことのある者、考えたことのない者に問わず、ほとんど人々が帰化しない共通点は「韓国・朝鮮人が韓国・朝鮮人であることは当たり前のことであるからだ。」との考え方にある。このような考え方には民族＝国籍＝国家であるとの意識が明らかに作用しているのである。また、帰化しない理由としては「帰化は自分自身の生活史の消滅につながる。」「帰化すると自分自身が戸惑ってしまう。」などを挙げるができる。

このように国籍に対する考え方は在日韓国人社会全体で同じ見解を持っているわけではない。世代によって、民族教育を受けたか受けてないかによって大きく変わる。1世の在日韓国人は最終的に自分自身を支える証明書、「最終的な自己総括としての国籍の選択³³⁾」であった。一方、2～3世のほとんどは「自分自身を取り囲む日本社会の影響により民族の歴史や文化に対する意識は薄れ、韓国・朝鮮人としての自己意識を支える基盤自体が喪失された³⁴⁾。」から国籍に

33)季刊ちゃんそり編集部(1981)「〈在日〉における国籍の意味」『季刊ちゃんそり6』 p24。

対する態度も1世とは違いのである³⁵⁾。

だが、現実においては、民族と国家を分離して考えようとする視点は弱まり、逆に民族と国家を同一化する傾向が強まり民族＝国籍＝国家であるとの考え方は固定観念になり、そこにて差別を強調することになる。

ほとんどの日本人や帰化者は国籍と民族を相対化し区別しようとする反面、韓国・朝鮮籍を維持している在日韓国人は国籍＝民族であるとの観念を肯定的・積極的に受け入れているが、民族と国家を同一化しようとするこのような考え方を捨てない限り在日韓国人は普遍性を喪失し、日本社会の中で孤立してしまうのではないだろうか。

2. 在日韓国人の法的地位

2.1 日本社会での在日韓国人の法的地位

2.1.1 サンフランシスコ講和条約までの在日韓国人の法的地位

日本の植民地政策によって、日本の地に住むことになった在日韓国人に対して、日本の政府は、連合国との平和条約によって戦争状態が終結するまでは日本国籍を有するとの立場を取っていた。もっとも、それは、日本人と同じ待遇を与えるという意味ではなく、植民地時代には日本の戸籍法と朝鮮戸籍令に分かれていたことから、日本の戸籍に入っていないことを理由に「戸籍法の運用を受けていない

34)金賛丁 (1983) 『母国からの距離』田畑書店 p80。

35)今まで、「若ければ若い世代ほど日本国籍の取得意欲が高い」というのが一般的見解であったが、朴一の研究によると50代以上は「母国の国籍を維持したい」が「日本国籍を取得したい」との者より多かったが、3・40代では逆に「日本国籍を取得したい」が「母国の国籍を維持したい」との者が多かった。だが、3・4世のほとんどである20代は30代よりも「母国の国籍を維持したい」との比率が高く、「日本国籍を取得したい」との者とはほぼ同じ比率であった。このような3世、4世の国籍に対する意識の変化は「若ければ若い世代ほど日本国籍の取得意欲が高い」とのかつての見解には再考の余地があることを示している。

者」という表現で参政権を奪われたのを始め、様々な差別がなされると同時に、

一方では、解放後の民族教育の高まりを恐れた日本政府は「朝鮮人の子弟であつても学齢に該当する者は、日本人同様市町村または私立の小学校または中学校に就学させなければならない」との通達を出して、日本学校への就学を強制し、ついに1949年には全国の朝鮮学校を閉鎖した。そうした中、新憲法の施行日の前日である1947年5月2日に、最後の勅令として「外国人登録勅令」が出された。そこでは「台湾人および韓国人は、この勅令の運用については、当分の間、外国人と見なす」として、在日韓国人にも運用され、この時に始まった、外国人登録証の「常時携帯義務」は今日まで続いている。

2.1.2 平和条約締結以後の在日韓国人の日本での法的地位

1951年9月8日、サンフランシスコにおいて、太平洋戦争を法的に終わらせる平和条約が調印され、翌1952年4月28日に効力が発生したが、この条約には、韓国も参加していない上に、日本に在住している在日韓国人については何も触れていなかったのである。しかし、日本政府は、朝鮮半島に対する主権を放棄した平和条約2条の規定により「韓国の独立を承認する。したがって在日朝鮮人は朝鮮国籍を回復する。³⁶⁾」という立場をとった。そして、平和条約発行の直前に「平和条約の発行に伴う朝鮮人・台湾人に関する国籍および戸籍事務の処理について」という民事局長通達によって、在日韓国人は「当分の間」保有していた日本国籍を喪失したのである。

このことは、法的に次のような問題が指摘されている。第1に、当時いまだ日本国籍を有していた在日韓国人の日本国籍を、民事局長の一片の通達（行政命令）で剥奪したことは、すでに施行されていた日本国憲法がその10条で「日本

36)1951年10月20日、衆議院特別委員会における西村条約局長答弁。

国民たる条件は法律でこれを定める」と規定したことに抵触するとともに、近代国家の基本原則である法治主義に反するものである。第2に、国籍を取得し選択することは世界人権宣言などが明文で保障しているように、個人の基本的人権の一つであるにもかかわらずそれを侵害している。特に、日本と韓国の関係に類似しているドイツとオーストリアの関係からみると、国籍の一方的剥奪は、少なくとも、国際慣例に反するものと言わざるを得ない。

確かに、韓国民族の立場からすると、そもそも韓日合併そのものが、不当かつ不法なものであり、それによって与えられた日本国籍は、その時点において忌むべきものであったことは当然のことであるが、それと日本の植民統治の下で日本に住むことを余儀なくされた在日の歴史的事実を同一に考えることはできない。すでに、本国に帰るに帰れない状況下にあった在日韓国人たちは現実に思いをはせる時「日本国籍」の有無は、人権を享有することができるか否かという区別の尺度としての作用を果たすことになるからである。

ある日突然「外国人」であると一方的に宣言された在日韓国人を待っていたのは、外国人の出入国および在留について定める「出入国管理令」と「外国人登録法」の二つであった。

しかし、そもそもこれらの法律は、前提はパスポートをもって自らの意志で来日した外国人を管理することを予想したものであって、これを在日韓国人に運用するには無理があった。そこで、外国人登録法の方は一般外国人と同様に全面的に運用されたが（指紋押捺の強制は、在日韓国人の強い反対もあって、施行から3年後の1955年から実施された）、出入国管理令の方は「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸法令の措置に関する法律³⁷⁾」という特別法を制定して、「別に法律によって定めるところによりその者の在留資格および在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく

³⁷⁾ 平和条約発効日に公布・施行。法律第126号と通称された。

本邦に在留することができる」と暫定措置³⁸⁾が取られた。これは、一見すると一般外国人と異なった特別処遇のように見えるが、当時の出入国管理令が列挙する在留資格に在日韓国人の状況をあてはめる時、「永住」以外にあり得なかったことを考えると、「永住権」を与えることを巧妙に避けようとしたものと言わざるを得ない。さらに「法126-2-6」の子供で、平和条約が発行された後に生まれた場合は、「特定在留」という資格を持つことになり、これは在留期間が3年と定められていたために、出生と同時に入国管理事務所に行って申請し、3年ごとに在留のための更新手続きをしなくてはならず、在留の目的欄には、「居住のため」と書いていたのが実情であった。

このようにして、在日韓国人は、出入国管理令による強制撤去の恐怖と外国人登録法による厳しい管理のもとにおかれるようになったのである。

憲法第25条に基づく社会保障においても、その条文の「すべての国民は」との語句を「日本国籍を有する者」と解することによって、ほとんどの保障を与えなかった。もっとも、憲法30条の「国民は法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」との規定は、当然に在日韓国人にも課せられたのである。このようなマジックは、同一人物を社会保障では「国民」と規定し、税法では「居住者」と規定することでなされたのである。

2.1.3 韓日法的地位協定

1965年に、14年間にわたった紆余曲折の末、当時の日・韓・米の三国の政治的思惑のなかで、韓日基本条約と四つの協定が締結された。この協定の内の一つが、通常「韓日法的地位協定³⁹⁾」といわれるものである。

38)この措置は法律第126号の第2条第6項に定められていたので、一般に「法126-2-6」と呼ばれた。

39)正式名称は「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および特遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」である。

確かに、この協定は「韓国籍」者には1971年1月16日の申請期間までに申請すれば、「永住」を許可したが、その永住とは、まず協定永住者の範囲については、協定発効時に日本に住んでいた者および協定発効後5年以内に生まれた者（協定永住1世）と、協定永住の子として協定発効後5年経過後に生まれた者（協定永住2世）に限定し、協定永住3世以降の在留に関しては、ただ協定発効日より25年が経過する日までに韓日両政府の間で再協議されるものと規定しただけであった。

次に、永住権を有するとされながらも、「7年越える懲役または禁錮に処された者」など4項目に該当する者は、日本からの退去が強制されるという不安定な状態であった。

また、社会保障の分野に関しても、約200項目にわたる社会保障、社会福祉の適用からは依然として排除されたままであった。この協定によって認められたものは、事実上、国民健康保険への適用のみであったといえる。

その反面、「出入国および居住を含む事項に関し、この協定で特に定める場合を除く他、すべての外国人と同様に適用される日本国の法令の適用を受ける」との規定によって、かえって外国人登録法の適用については何らの考慮もされていないことが確認される結果になったのである。

この協定は、その前文で「多年の間日本国に居住している大韓民国国民が日本国の社会と特別な関係を有するに至っていることを考慮し、これらの大韓民国国民が安定した生活を営むことができるようにすること」をうたっていたが、そこには、植民地支配の終焉から20年もたって、なぜ、「多年の間日本に居住している」のかという歴史的責任は無視されたままであり、また、この協定が保障する「安定した生活」の内容も不十分なものであると言わざるを得ない。

2.1.4 「91年問題」の妥結と在日韓国人の法的地位

在日韓国人たちも、不当な差別を座視していたわけではなく、差別に対しては、裁判や社会運動でその撤廃を主張してきた。代表的な裁判の例として1952年に提訴された韓国人・台湾人のBC級戦犯による人身保護法に基づく釈放請求裁判⁴⁰⁾、1970年に提訴された日立就職差別裁判⁴¹⁾、1977年に提訴された国民年金裁判⁴²⁾そして、1980年代に入って全国的に展開された指紋押捺拒否裁判などがある。

特に、指紋押捺は、日本における差別の象徴であり、心ある日本人の共感を得て、指紋押捺の拒否または留保する人は、一万人を越えるようになった。

このような動きに呼応して、韓国政府は1983年に、韓日法的地位協定の定めに従って、在日韓国人の法的地位についての再協議を日本政府に正式に提案し、1985年には日本政府もこれに応じることを正式の回答することで、協定締結後20年目にして再協議が開始された。この再協議は、韓日両国の外相の間での覚書に署名することで終了した。この再協議において、韓国側は、3世以降への永住権の自動的付与、退去強制の廃止、再入国許可制度の適用除外、指紋押捺の廃止、外国人登録証の常時携帯義務の廃止、地方自治体議員への採用、国公立小中高校の教諭採用、民族教育に対する行政的財政的支援、地方自治体の選挙権を提示した。これらに対する結果は次の表3の通りである。

40) 「最高裁判所判例集」6巻7号。

41) 「判例時報」744号。

42) 「判例時報」第1055号、「判例時報」第1092号。

表3) 在日韓国人の法的地位協定に関する協議結果

協議事項	1991年協定以前の制度	1991年協定内容	備考
		協定3世以下の子孫と同様、協定1, 2世についても以下の方法で解決を図る	
永住権	協定3世以下は1992年1月16日までに協議する	(1) 協定3世以下の子孫には自動的に付与する (2) 「手続き簡略化」の観点で市区町村を窓口として行う	(1) 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」が1991年5月10日に公布 (2) 1991年11月1日に施行
退去強制	(1) 内乱・外患・二国交に関する罪で禁錮以上の刑を受けた者及び日本国の外交上重大な利益を害した者 (2) 麻薬犯罪により3年以上、また一般犯罪により7年以上の懲役または禁錮の刑を受けた者	(1) 内乱・外患など所謂「国事犯」とそれに準じる重大犯に理由を限定する (2) 可能な限り早く入管法を改正する	
再入国許可	再入国許可期間は1年、更に1年以内に限り在外公館で延長が可能	(1) 再入国許可期間は4年とし、また1年以内に限り在外公館で延長申請を受け付ける (2) 可能な限り早く入官法を改正する	
指紋押捺	(1) 16歳の登録確認時に捺印義務 (2) 以降5年毎の確認時	(1) 代替手段については指紋押捺より心理的負担の少ない方法で写真と	(1) 「外国人登録法の一部

	に押捺は不要	署名、外国人登録に戸籍事項を加味するなど幅広く検討する (2) 代替手段は2年以内に開発する	を改正する法律」が1992年6月1日に公布 (2) 1993年1月8日施行 (3) 猶予措置はないが、押捺拒否に対する処罰はしないとの暗示があった
常時携帯	(1) 16歳以上は常時携帯義務 (2) 官憲の要求で提示義務	常識的かつ弾力的な運用をより徹底するように努力する	
地方公務員採用	(1) 地方自治体の判断で行う (2) 全職種に国籍条項のない自治体あり	「国籍による合理的差異」前提に採用機会の拡大を地方自治体に指導する	

確かに、この再協議によって在日韓国人の人権保証が大きく進んだことは間違いないが、少し詳細に見てみると依然として問題は残っている。

1) 強制退去

この再協議を受けて、1991年に「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法⁴³⁾」が制定され、この法律に

よって、同じ歴史的背景を持つ韓国・朝鮮及び台湾の出身者の法的地位が初めて同一化されるとともに、いわゆる3世以降にも同一の特別永住権が認められた。しかし、強制退去の事由が限定されたとはいえ、廃止にまで至らなかったことは残念なことである。日本に定住するに至った歴史的背景と日本社会への定着度を考えれば、強制退去は「社会的死刑」に他ならないと言わざるを得ない。

2) 指紋押捺および常時携帯義務

差別の象徴的存在であった指紋押捺義務は、特別永住者について廃止され、それに代わって現在は家族欄を設けて「日本に居住する父母、配偶者、同居の親族および同居者」を登録することに変更された。しかし、依然として、それ以外の日本に1年以上在留する16歳以上の外国人には、新規登録の際に指紋の押捺が義務づけられている。

一方、常時携帯義務の方は、具体的な改善なされてなかった。常時携帯義務とは、16歳以上の外国人は、常に外国人登録証を携帯し、入国管理官、警察官その他の公務員が提示を求めた場合には、提示しなければならず、常時携帯義務違反には20万円以下の罰金が、提示義務違反には1年以下の懲役もしくは禁錮または20万円以下の罰金が科せられるというものである。指紋押捺というあまりにもグロテスクなものの陰に隠され忘れがちであるが、実は常時携帯義務は指紋押捺以上に深刻な人権被害をもたらしてきた。少なくとも日本人と同じ生活実態を有している在日韓国人については、即時的に人物の特定を図らなければならない必要を見出すことはできない。指紋押捺という象徴的なものを廃止しながら、人権侵害の実体的部分というべき常時携帯義務を存続させたことは、再協議に臨んだ日本政府の対応が、当事者である在日韓国人の人権に配慮するというよりも、韓日の外交問題を処理するという姿勢に始終したことを反映しているように思わ

43)1991年5月10日公布、1991年11月1日施行。

れる。

事例) 家族の介護などで多忙であった在日韓国人女性 (61才) が、5年毎の外国人登録の確認申請を怠ったことを理由に、外国人登録法違反の罪に問われて罰金5万円、執行猶予1年の判決を受けた事件の上告書で、最高裁判所は「戸籍のない在留外国人に異なった取り扱いをするのは合憲」と判断を示した⁴⁴⁾。

3) 議員および地方公務員の採用

公立学校への採用については、文部省は、教員採用試験の受験そのものを在日韓国人に認めてなかったが、「教諭」ではなく、任用期間を付さない「常勤講師」として採用するのであれば構わないとの通知を、1991年3月22日に出した。これは、教員採用試験そのものから締め出していた従来の通知と比べると大きく改善されたが、「常勤講師」とは、この文部省の通知によれば、「校長の行う教務の運営に関しては、常に教務主任や学年主任等の指導・助言を受けながら補助的に関与するものであり、教務の運営に参画する職ではないと解される」というものである。一部の自治体では、国籍要件を完全に撤廃して、正式の「教諭」として採用していたが、この覚書を契機に、これらの自治体に対しても、全て「常勤講師」として採用するようとの文部省からの圧力が高まった。

地方公務員採用については、自治省はこの覚書を受けた通知を何ら出さなかったばかりか、覚書締結後、自治省の公務員課長は「既採用者に今になって辞めてもらふとのことは難しいし、考えてもない。在日外国人職員は公権力の行使、または地方公共団体の意思形成に関わるポストについていないはず⁴⁵⁾」と述べて、

44) 「日本経済新聞」1997年11月18日付。

45) 「毎日新聞」1991年5月21日付。

すでに一般事務職から国籍要件を廃止した自治体にも、強く「指導」することを示唆した。

また、自治省の公務員部長は、「公権力の行使、公の意思形成に携わる公務員になるためには日本国籍が必要になる」として1996年度の職員採用試験から国籍条項を撤廃した川崎市に、再考を求めたことが報道された⁴⁶⁾。しかし、在日韓国人と心ある日本人の地道な運動の結果、現在、一般の行政職について原則、国籍条項を廃止した自治体が、何らかの形で受験を認めている。だが、このような方向に逆流するかのようにいまだに民間には根強く残っている職種差別がある。職種差別の撤廃の規範になるためにも公務員などの門戸は最大限拡大されるべきである。

4) 地方参政権

そもそも「地方自治」は「住民」によって運営されることが原則であり、在日韓国人が「住民」であることは否定し得ない厳然たる事実である。在日韓国人に地方参政権を与える事は、「地方自治体の本旨」反するどころか、よりそれに適応するものがある。2001年に行われた世論調査では、定住外国人の地方参政権に賛成する意見の方が反対する意見よりも多かった。

このような未解決の問題のうち、一つだけその性質を異にするものがある。それは地方参政権である。地方参政権は今まで在日韓国人が望んできた将来にわたる安定した在留の段階から一歩進んで、社会への参加を積極的に求めるものである。

では、果たして、地方参政権で十分なのかという次の問題が必ず登場するに違いない。しかし、これは、実は在日韓国人がついに究極の選択に直面しつつある第一歩ということを意味する。地方参政権を実現する方向としては。二つの道を考えること

46) 「毎日新聞」1996年8月21日付。

ができると思う。一つは、永住権を前提とした「永住市民」として、あくまでも韓国国籍を維持しながら生きていくものであり、もう一つは、日本国籍を取得する道である。前者と後者の違いは、具体的には、自由権や社会権について国民と同じ権利を主張しつつも、政治的権利については国民との違いを何らかの形で意識する。例えば、地方参政権に限るとか、被選挙権は認められないこととかなる。

この問題について比較法的視点で研究を進めている近藤敦は「今日、ヨーロッパで広がりつつある永住市民権は、一般に地方参政権にとどまる。そして国政レベルも含む政治参加は、二重国籍を含む国籍取得の要件の穏和策によって、問題解決の指針が示されている。国政レベルを含む永住市民権を構想するか、二重国籍の道を要求するかは、それぞれの政治社会の構成員の考え次第である。国政への参加を伝統的な国民主権原理と矛盾すると考える国では、二重国籍の方が現実性を帯び手居る」と述べている⁴⁷⁾。

しかし、在日韓国人が、万一、二重国籍への道を進もうとするときには乗り越えなければならない問題点があるといわれている。

まず、二重国籍一般についての問題点として、i) 外交保護権の行使の問題、ii) 婚姻や相続などの国際家族法上の問題、iii) 兵役義務、iv) 二重投票などがあるが、i) 外交保護権とii) 法制度の抵触の問題は、国際法上、「実効的国籍」概念に基づいて処理されているし、iii) の兵役義務もiv) の二重投票も、国際的な取り決めによって解決は可能であると指摘している。

次に、在日韓国人自身の気持の問題がある。1995年に発表された「在日韓国人の生活意識調査⁴⁸⁾」では61%が2004年に発表された「在日韓国人の意識

47)近藤敦 (2001) 「地方参政権と国籍」明石書店。

48)大韓民国大使館実施。

調査⁴⁹⁾」では53%が「日本国籍を取得するつもりはない」と答えている。この数字の背景には、少なくとも、考慮すべき二つの問題点があるように思われる。

第一は、在日韓国人の多くが、自然の血縁と結び付けられた国籍概念に縛られている傾向があるとのことである。しかし、すでに国籍概念は、日本社会においても、否応なく大きな変容を強いられている。今後は、日本人と同一の基本的人権を享受するための「便宜的」な国籍概念へと改める必要がありそうである。

第二は、日本の帰化制度そのものの有する問題点である。多くの在日韓国人は、在日の過去を捨て去ることを強要するような帰化制度によって帰化することを潔しとしていない。未だに帰化しない多くの在日韓国人の相当数は、日本人になるのが嫌な訳ではなく、韓国人であることを否定することに抵抗感があるように思われる。少なくとも1～2世代たちの苦労を偲ぶ時、自らを否定するだけでなく、祖父母・父母の存在をも否定するような心情にさせる帰化制度を在日韓国人に運用することは、あまりにも歴史的経緯を無視したものと言わざるを得ない。

2.2 韓国（母国）社会での在日韓国人の法的地位

生活の根拠が日本である在日韓国人は母国である韓国ではどのような法的地位に置かれているか、また日本に永住はしているものの韓国の法とはどのような関係の中にあるのかを検討していく必要がある。すなわち、在日韓国人の母国上での法的地位の問題である。在日韓国人は原則的に韓国では韓国国民としての法的地位を享有するだろうが、非居住者であるので一定の部分では国内居住者とは差があると言える。在日韓国人は留学・個人事業・親族訪問などの様々な理由で韓国を訪れ、相当の期間滞在することもあるのである。そのような場合、果たしてどのような問題に対面するのだろうかに関して検討してみる。

49)大韓民国大使館実施。

2.2.1 韓国における在日韓国人の参政権

外国人に参政権が認められるべきか否かについては賛否両論があるが、参政権が国民に平等に認められることは民主主義を標榜する国家に共通している。この点では韓国も日本も同様である。韓国の憲法は参政権に関して次のように規定している。

大韓民国憲法では選挙権について、全ての国民は法律の定めるところにより選挙権を有する⁵⁰⁾と規定している。

では、ここで国民の概念を明確にしていく必要があると思われる。国民とは国家に属する個々人を意味し、個々人は全体として国民を構成する。国民とは国家共同体を前提にした概念としての国家の構成員、すなわち国籍を有している個々人の集合を意味するのである。すると、大韓民国憲法においての全ての国民という枠組みの中に「在日韓国人」を含む「在外国民」もその対象になることを意味するかのという点に疑問を抱くのである。

「在外国民」とは大韓民国の国民で外国の永住権を取得した者または永住の目的で外国に居住している者を意味する。ここで、外国の永住権を取得した者とは居住国から永住権またはそれに準じる居住目的の長期滞在資格を取得した者を意味する⁵¹⁾。永住の目的で外国に居住している者とは海外移住者で居住国から永住権を取得していない者を意味する⁵²⁾。

「海外移住者」とは、生業に従事するために外国に移住する者とその家族、または外国人との婚姻（外国で永住権を取得した大韓民国国民と婚姻する場合も含む）及び縁故関係により移住する者⁵³⁾であり、海外移住法施行令にての移住の定義には

50)大韓民国国憲法第24条。

51)在外同胞施行令第2条第1項。

52)在外同胞施行令第2条第2項。

「現地移住」とは、海外移住の目的で出国し、永住権またはそれに準する長期滞在資格を取得し、これにより居住旅券の発給を受けた者の移住をいう。ただし、1945年8月15日以前から海外に移住した在外国民のうち、最近3年間、毎年90日以上国内に居住し、外資導入法の規定による最小投資金額以上を国内に投資したり、学校法人、社会福祉法人などに出捐し、その法人を運用している者は、現地移住の例外とする。

「外国国籍同胞」とは大韓民国の国籍を保有していた者またはその直系卑属で外国国籍を取得した者の中で次に該当する者を意味する。大韓民国の国籍を保有していた者（大韓民国政府樹立以前に国外に移住した同胞を含む）で外国国籍を取得した者⁵⁴⁾、父母の片方または祖父母の片方が大韓民国の国籍を保有していた者（大韓民国政府樹立以前に国外に移住した同胞を含む）で外国国籍を取得した者⁵⁵⁾を意味する。

大韓民国憲法では、国会議員選挙法での選挙権については20歳以上の国民は選挙権があり⁵⁶⁾、被選挙権については25歳以上の国民は被選挙権がある⁵⁷⁾と規定されている。また、選挙人名簿作成については選挙を実施する時には、その時ごとに、区庁長・市長・邑長・面長は選挙日公告日現在でその管轄区域に内に住民登録がなされている選挙権者を投票区別に調査し、選挙日公告日から5日以内に選挙人名簿を作成しなければならない⁵⁸⁾とされている。

大統領選挙法での選挙権については20歳以上の国民は選挙権があり⁵⁹⁾、被選挙権については国会議員の被選挙権がある40歳以上の国民は大統領の被選挙権がある⁶⁰⁾とされている。選挙人名簿作成については選挙を実施する時には、その時ごと

53)海外移住法第2条。

54)在外同胞施行令第3条第1項。

55)在外同胞施行令第3条第2項。

56)国会議員選挙法第8条。

57)国会議員選挙法第9条。

58)国会議員選挙法第18条。

59)大統領選挙法第8条。

に、区庁長・市長・邑長・面長は選挙日公告日現在でその管轄区域に内に住民登録がなされている選挙権者を投票区別に調査し、選挙日公告日から5日以内に選挙人名簿を作成しなければならない⁶⁰⁾とされている。次のような事例から見ると、大韓民国の「国民」であることは確かであるが、選挙権は与えられてない。国民と言えるのだろうか。

事例1) A（女子、65才）さんは日本で生まれ育った在日韓国人である。

40年前、韓国人の男性と結婚し、人生の半分以上を韓国で生活している。子供は日本で出産したので在日韓国人である「在外国民」になっている。「私は65年間、一度も選挙をしたことがない。日本では外国人だったから、韓国ではバンチョクパリだから。別に選挙なんかなくてもいいけどね。でも、選挙はできないけど韓国に住んでいるからちゃんと色んな税金は納めているよ。でも、住民登録できないの。子供たちはちょっと苦に思っているみたい。まるで在日韓国人の母親の私のせいのような気がするね。」と嘆いた。

事例2) B（男子、35才、韓国籍）さんは韓国に仕事関係で韓国に住みはじめ、5年目になるという。韓国語の駆使も相当のレベルであり、韓国での生活習慣にの慣れ、韓国人としての自尊心もたかかった。でも、彼はもう韓国での生活に嫌気がさしているそうである。韓国に来た当初は本国の女性と結婚し、韓国での幸せな生活を夢見たこともあったそうであるが、現実的には越えられない壁があまりにも高いから諦める方を選んだという。「在日なので、住民登録できないことをつい最近知ったんです。会社の寮

60)大統領選挙法第9条。

61)大統領選挙法第17条。

を出て、一人暮らしをするために、いろいろ調べているうちに、住民登録や転居届けのことについて知ることになって、一瞬、体中の力が抜けてしまいました。無知だった自分に、そして、いつまでも外国人扱いする韓国人に腹が立って仕方がありませんでした。住民登録なんか、日本での永住権をあきらめてしまえば、簡単な話でしょうが、自分自身が否定される韓国よりは日本の方が増しです。日本では外国人だから外国人扱われられても、こんなに怒ることはなかったから。」

果たして、在日韓国人にとっての日本永住権の放棄とは何を意味するのであるのかについて検討していく必要性が生じてくる。在日韓国人でも韓国人であることは間違えの無い事実でありつつも、本当の意味での国民として韓国人には決してなれそうにもないという不安定な内面的アイデンティティと理屈に合わない法規定の中に挟まれ、その中で苦しみ葛藤する自分を発見するという在日韓国人のケースは稀れでもない。日本永住の放棄とは今までの自分の生活の場を捨て、母国（韓国）という新しい場での不安定かつ不安な生活を一からはじめることを意味するのである。

しかし、理想的ではあるが、実生活からの視点で考えてみると、言語・生活習慣・価値観などから生じる様々な問題を未解決にしたまま、在日韓国人は日本永住権を放棄し、韓国への永住帰国しようとする判断をそう簡単には下せないのである。

次に、地方自治法に関して少しみてみると、住民の資格とは地方自治団体の区域内に住所を有する者はその地方自治団体の住民となり⁶²⁾、住民の権利とは国民である住民は、法令の定めるところによりその地方自治団体で実施する地方議会議員及び地方自治団体の長の選挙に参与する権利を有する⁶³⁾とされている。

62)地方自治法第12条。

63)地方自治法第22条。

地方自治体の選挙権については選挙日現在20歳以上の国民で、選挙日公告日現在、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている者は、その地方自治団体で実施する地方選挙の選挙権を有し⁶⁴⁾、被選挙権は地方選挙の選挙権がある者で選挙日現在、25歳以上の者は地方議会議員の被選挙権を有し、地方選挙の選挙権がある者で選挙日現在、30歳以上の者は市長・郡守及び自治区の区庁長の被選挙権を有する。また、35歳以上の者は市・道知事の被選挙権を有する。また、地方議会議員または地方自治団体の長に立候補しようとする者は、選挙日現在、継続して90日以上その地方自治団体の管轄区域内に住民登録がされていなければならない⁶⁵⁾とされている。

地方議会議員選挙法では選挙法については選挙日現在、20歳以上の国民で、選挙日公告日現在、当該地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている者は、その地方自治団体で実施する地方議会議員の選挙権があり⁶⁶⁾、被選挙権は地方議会議員の選挙権がある25歳以上の住民で、選挙日現在で継続して90日以上その地方自治団体の管轄区域内に住民登録されている者はその地方議会議員の選挙権がある⁶⁷⁾とされる。

また、住民登録法の対象者として、市長・郡守または区庁長は、30日以上居住する目的でその管轄区域内に住所または居所を有する者をこの法の規定により登録しなければならない。ただし、外国人に対しては例外とする。海外移住法第2条の規定による海外移住者は、大統領令が定めるところにより海外移住を放棄した後でなければ登録できない⁶⁸⁾とされている。

以上で明らかになるように、被選挙人資格に関しては、大統領選挙法、国会議

64)地方自治法第22条。

65)地方自治法第23条。

66)地方議会議員選挙法第9条。

67)地方議会議員選挙法第10条。

68)住民登録法第6条。

員選挙法には韓国国内に住所を有することが要件とされている。よって、在外国民であっても大統領選挙や国会議員選挙に立候補することが妨げられず、実際にも過去には在日韓国人の多数が国家議員となった。これに対して地方自治体の議員及び長の被選挙権資格は、法律により選挙日現在で地方自治体の管轄区域内に90日以上住民登録されていることが要件とされている。これは大統領や国会議員は、地縁性は本質的な要素でないのに対し、地方自治は当該地方自治体に居住する住民自治から由来するものであり、その地方議会議員や長の被選挙権資格は地縁性が必要である考え方によると思われる。

選挙人資格に関しては、地方自治体の長及び議員の場合には、90日以上当該自治体に住所を有していることが要件とされているが、大統領及び国会議員の場合には、いずれも「20歳以上の国民は選挙権を有する」とするのみで、韓国内住所を有することは要件とされていない。しかし、大統領選挙及び国会議員の選挙の場合には、選挙権を行使するためには選挙人名簿に登録され、選挙人名簿は住民登録から作成されるところから、韓国内に住所を有しない在日韓国人は、現在、選挙権を行使できないのである。2012年4月に実施される予定である国会議員比例代表選挙と大統領選挙では在外国民にも選挙権が付与され、参政権の行使ができるようになった。だが、選挙人登録方法や投票方法に置いてはかなりの問題点を抱えていることも間違いない事実である。選挙法では、海外地域公館での直接投票だけを許容している。よって、有権者は選挙人登録と投票時にわざわざ公館に出向かなければならないのである。

韓国における在外投票権の対象は、短期滞留者だけに限るか、永住権保有者までを含むようにすべきかで論争があった。これは韓国民短期滞留者はたまたま海外に在住している自国民であり、国民の権利として不在者投票権を要求することに国民的合意が得られやすいことに対し、永住権保有者は、兵役、納税義務などが免除されており、住民登録要件不備を理由に参政権を付与することには慎重だった（在日永住

権者は35歳まで徴兵が延期され、36歳になると兵役の義務はなくなる）。

一方、大韓民国憲法第二章の 国民の権利および義務第24条は「すべての国民は選挙権を持つ」としており、これに準拠して永住権保有者にも参政権を保障すべきとの議論が続いていた。これに対し、韓国憲法裁判所は2007年5月、海外の駐在員や留学生はもちろん、外国での永住権者も韓国の国籍を持ってさえいれば、韓国国内に住民登録がなくても選挙権と国民投票権を与えるべきという決定を下し、1999年3月の決定を覆した。また、憲法裁判所は2008年12月31日までに国会で必要な法改正を行うよう命じた。

納税や国防の義務が免除されていることを問題とする考えについても、大韓民国憲法は参政権や平等権などの国民の基本権行使を、納税と国防の義務に対する反対給付として想定していない上、在外国民であっても兵役の義務を果たすことができ、また兵役が義務付けられていない女性も投票権を有しているとする原告の訴えを認めこれを退けたのである。これらの動きを受けて、海外短期滞留者をモデルとした不在者投票の準備作業が行われた。2006年12月には外交通商部と共同で50以上の海外公館で模擬投票を実施し、参加者の80%は「投票権を行使する」と回答した。この場合、実際の日本地域の短期滞留者は82000人になり、そのうち21000人が投票すると推算された。

2009年2月の韓国国会は法案を可決して2012年の国政選挙から投票できる見通しとなったが、母国での参政権に対する在日社会の関心は低く、そのメリットを知ってもらおうと、李健雨を起源とした兵庫と大阪の在日韓国人で「在日韓国人本国参政権連絡準備会」を設立しPR活動を行っている。

2.2.2 韓国における在日韓国人の国内居所申告制度

在日韓国人は母国である韓国社会で住民登録証を発行されないことと同じ

く、日本社会においても日本人であれば誰にでもある住民票（韓国の住民登録同等）がない。その代わりに、外国人登録証が発行される。在日韓国人の日常生活の中で絶えることなく不満の標的の一つになっている事項は「外国人登録証の常時携帯」である。日本の入国審査官、入国警備官、警察官およびその他の法務省が指定した国家公務員が職務執行において、「外国人登録証」提示を要求された場合には、これに応じなければならないし、違反した場合には罰則が付加されるのとのことは在日韓国人の日本社会での生活において不当な規制であることは間違えない。

韓国社会において「在日韓国人」は明らかに外国人ではない。韓国籍を保有するしてはいるが「在外国民」として分離され区別されているので「住民登録証」はない。また、外国人でもないのに「外国人登録証」もない。住民登録証を発行したい場合には日本での永住権を放棄しなければならない。その代わり、韓国内に90日以上滞在する場合には外国人と同じように各地方の出入国監理局に申告し、「国内居所申告証」を発行する。これによる不便は数々とあるし、その実効性というのはあまりないといえる。「住民登録証」の耐用とし使われるとの規定はあるものの実生活では全く意味のないものに近いとも言える。例えば、インターネットのサイトが「国内居所申告証」の番号を認識できないので会員に加入するためには韓国内の他の外国人のように別途の書類を提出しなければならないし、転入申し込みなどの各種業務の処理は区役所や洞事務所ではなく、出入国監理局に出向かなければならない。「在外国民」の枠組みにある「在日韓国人」は常に「パスポート」と「国内居所申告証」を携帯しなければならないし、出入国監理局の公務員やそれ相当の権限のある公務員が職務を執行する場合に「パスポート」と「国内居所申告証」の提示を要求されるとこれにおうじなければならない。このような事項は日本社会での在日韓国人に対する「外国人の外国人登録証の常時携帯の義務」と全く同じであると思われる。結

局、在日韓国人は「母国」である韓国社会でさえも依然として異邦人扱いをされているのではないかと思うのである。

在日韓国人の母国に置いての「国内居所申告制度」に関する意義と規定をみると、国内居所申告制度の意義とは「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」により在外同胞の大韓民国での出入国と大韓民国内での法的地位保障と滞在する間の在外同胞に対する各種便宜の提供および滞在の管理などのために必要な基準として活用するための制度である。この制度は在外同胞に国内滞在において、特に住民登録証または外国人登録証明に置き替える証としての効力を与えることで、いわば出入国と滞在、不動産取引、金融取引、外国為替、医療保険、年金、国家遺功者・独立遺功者とその遺族の補償金支給などの活動上の便宜提供および各種活動の支援手段としての意義がある。

事例1) A（男子、53才、韓国籍）さんは、韓国で大学を卒業し、韓国の大手企業で10年近く努めた後、2年前に日本に戻った在日韓国人3世である。

「私の母国の経験でいいならば…。在日韓国人は外国人ではない。在外国民だ。だから、住民登録証がない。外人登録証もない。そのかわり、外務部で発行する、在外国民居所証というものがある。でも、この在外国民居所証を知っている韓国人が何人いるだろう。小切手を使う時も、携帯を買う時も、パスポートが必要だった。だから、在外国民居所証というものを作ったそうだが、それを差し出しても誰も知らないので、身分証としては認められないという。一般に知られてない在外国民居所証のどこか在外国民のための便宜提供なんだ。だだの、飾り物に過ぎない。」

居所の概念とは民法上の住所とは「生活の根拠になる所」で一般的に住民登録地が住所と推定される。だが、居所とは「人が多少の期間、継続して居住する場所

でありその場所とは密接な程度が住所に及ばない所」を示し、住所を分らない場合、国内に住所が場合に各々の居所を住所とみなすことになっている。在外同胞法では居所の概念を「30日以上居住する目的で滞在する場所⁶⁹⁾」として期間要件を付加している。

国内居所申告制度の効力は在外同胞法に該当する在外同胞が居所申告をすると一般の外国人に比べ多様な便宜（不動産取引、金融及び外国為替取引、医療保険など）が提供されることであるとされている。在外同胞法に該当する在外同胞が居所申告をすれば、単純労働活動及び私行行為を除いては国内でのすべての就職活動が許容されるなど広範囲に渡っての便宜を図ると規定されている。だが、次の事例でも分かるよう実生活では就職活動における便宜という部分でもやはり矛盾点は存在しているとは考えられないのであろうか。

事例2) B（女子、23才、韓国籍）さんは、韓国の大学を卒業した後、韓国での就職を希望し、ある企業に書類を提出したが、会社から外国人は採用の対象にならないとの回答をもらった。Aさんは自分自身は韓国人であり、国内居所申告書が住民登録証の代りであることを話したが、結局、会社側から認めてもらえず、採用されなかった。「国内居所申告証明は私にとっては何の意味のないものでした。就職だけではなく、銀行口座を開く時も一般の韓国人より倍以上の時間はかかるし、手続きも本当に大変でした。一瞬、思ったこと私ってやっぱ日本人なのかな。」

事例3) C（男子、25才、韓国籍）さんは、2年前から韓国での母国留学生活をはじめ、日常生活品をインターネットで購入しようとしたが、その都度、

69) 海外同胞法施行令第6条。

住民登録証番号の入力という大きな難関にぶつかったという。「ネットで、新規会員登録のために、住民登録証番号入力の欄に国内居所申告証番号を入力したが、認証のできない番号であるとのメッセージが出るだけだった。結局、何度かの会員登録は全くの失敗で終わった。外国人には別途の加入手続きをあるのに、何でなんだろうと思った。」

在外同胞の居所申告の時期は国内居所申告は義務事項ではないので原則的に申告期間の制限は無い。在外同胞の居所移転の申告とは国内居所申告を済ませた在外同胞が居所を移転する時には居所を移転した日から14日以内に移転した所の市・郡・区の長または管轄する出入国管理事務所長または出張所長に居所移転申告をしなければならない。また、居所を移転した日から14日以内に居所申告をしなかった場合には在外同胞法第6条第2項の違反によって200万ウォン以下の科料が賦課される。在外同胞の居所申告証の携帯および提示の義務として、大韓民国に滞在する在外同胞は常にパスポートまたは国内居所申告証を携帯しなければならないし、在外同胞は出入国管理公務員または権限のある公務員（不動産取引金融取引、外国為替取引、医療保険、年金、国家遺功者・独立遺功者とその遺族の補償金関連の公務員）などが職務を遂行時に、パスポートと国内居所申告証の提示を要求された場合はそれに応じなければならない。

事例4) D（男子、29歳、韓国籍）さんは韓国語を学ぶために母国留学中であったが、韓国語はあまり上手ではなかった。ある日、友だちに会う約束のために高速ターミナルへ行った。そこで警察に不時検問をされた。彼は国内居所申告をしておらず、その日はパスポートも所持していなく身分を証明できるもの学生証以外何もなかった。韓国語が通じない彼を警察は外国人と見た

し、外国人登録証明の提示を要求した。彼は、自分は外国人でないこと、韓国人であることを下手な韓国語で説明したが、理解されず、待ち合わせしていた韓国人の友だちの説明でようやく警察は納得した。「いくら僕が韓国人であることを説明しても言葉が通じなかったのかなかなか理解してくれなかった。そんなことがあって、もし、また、そんな状況になった時に自分を証明できるものがないことに不安を感じました。紛失してしまうと困るパスポートを常に持ち歩くことも現実的には無理な話だし、それで、出入国管理事務所に問い合わせをして、申請しました。」

以上でも明らかに、在外国民の国内滞在において、住民登録証または外国人登録証明に置き替える証としての効力を与えることで、活動上の便宜提供および各種活動の支援手段としてその意義の基に導入された制度が、在日韓国人の実生活においては形ばかりの意味無用のものとされたり、逆に不便であったり、逆差別の象徴になっているのではないのだろうか。本来の意義を生かせる新しい制度の導入について、そしてその制度が母国である韓国にて在日韓国人にとって有意義なものにするためには、この制度を実効性のあるもの、本来の意味での在日韓国人の便宜を図ることができるよう、改善していくべきである。

2.2.3 在日韓国人の法的地位改善のための社会的動き

韓国における在外投票権の対象は、短期滞留者だけに限るか、永住権保有者までを含むようにすべきかで論争があった。これは韓国民短期滞留者はたまたま海外に在住している自国民であり、国民の権利として不在者投票権を要求することに国民的合意が得られやすいことに対し、永住権保有者は、兵役、納税義務などが免除されており、住民登録要件不備を理由に参政権を付与することには慎重だった。一方、大

韓民国憲法では「すべての国民は選挙権を持つ⁷⁰⁾」としており、これに準拠して永住権保有者にも参政権を保障するべきとの議論が続いていた。

これに対し、韓国憲法裁判所は2007年5月、海外の駐在員や留学生はもちろん、外国での永住権者も韓国の国籍を持ってさえいれば、韓国国内に住民登録がなくても選挙権と国民投票権を与えるべきという決定を下し、1999年3月の決定を覆した。この決定の理由として「情報通信技術の発達」や「経済力の伸張」など10項目を挙げた。また、納税や国防の義務が免除されていることを問題とする考えについても、大韓民国憲法は参政権や平等権などの国民の基本権行使を、納税と国防の義務に対する反対給付として想定していない上、在外国民であっても兵役の義務を果たすことができ、また兵役が義務付けられていない女性も投票権を有しているとする原告の訴えを認めこれを退けた。

これらの動きを受けて、海外短期滞留者をモデルとした不在者投票の準備作業が行われた。2006年12月には外交通商部と共同で50以上の海外公館で模擬投票を実施し、参加者の80%は「投票権を行使する」と回答した。

韓国政府の与野党とも在外国民に参政権を付与する方向では一致しており、2007年2月末までに中央選挙管理委員会や与野党から5つの選挙法改正案が韓国国会に上程された。しかし、在外投票の導入方法をめぐって紛糾し、当初目指していた2007年の大統領選挙からの在外投票導入は困難となった。海外永住者は一般的に保守傾向が強いとされており、これを取り込みたい保守派であるハンナラ党と、若年層にも支持基盤を持ち留学生や、外交官などの一時滞留者たちを取り込みたいウリ党の党争によるものと指摘もされた。

また、在日本大韓民国民団は、2009年8月30日投票の第45回衆議院議員総選挙から外国人参政権付与を掲げている候補者を支援しており、集会を通じて、民団の構成員に選挙への支援を指導している。一方、朝鮮総連では在日朝鮮人はれっきと

70)大韓民国憲法第24条

した独立国である北朝鮮の海外公民であるので、民団の外国人参政権獲得運動は韓国政府の棄民政策や、日本政府による同化政策に追随するものだとこれに反対している。

李鍾元立教大学法学部教授は、日本の右傾化に対処する方法の一つとして、在日韓国人の地方参政権獲得とともに日本社会を内側から変化させる方法を指摘し、韓国が先に永住外国人に地方参政権を付与した措置を高く評価した⁷¹⁾。

在日韓国人地方参政権獲得運動の支援の一環として韓国で外国人参政権付与が行われるなど、韓国においてもこの運動は支持されている。また、地方参政権問題は今まで抑圧されてきた在日韓国人同胞の恨をはらす契機とも見ることができ、日本政府の歴史問題解決への前向きの姿勢の表明として歓迎する意見もある。

民団の主導による、在日韓国人に対する日本国の参政権付与を求める活動が活発になっており、地方参政権に反対する議員が多数派を占める地方議会に対しては「日韓親善協会との協力体制」や「地方議会で傍聴を行う」などの対応策が検討されている。たとえば、千葉県市川市では、民団市川支部の組織的な「巻き返し工作」により、2010年1月29日の市議会総務委員会で可決されていた永住外国人への地方参政権の付与に反対する意見書を、本会議で否決させることに成功した。

様々な団体の在日韓国人の法的地位の改善の動きの中で、今後は参政権の問題に焦点を当てるだけでなく、韓国（母国）社会で、在日韓国人が一人の国民としての不自由な生活ができるよう、実生活の中で最も重要とされる「国内居所申告証」の実効性における矛盾点を改善していくべきである。

「国内居所申告証」が形だけの身分証明書ではなく、在日韓国人が形だけの韓国人でなくなるためには在日韓国人に対する韓国社会の関心がより一層求められる。

3. 在日韓国人のアイデンティティと帰属意識⁷²⁾

71) 李鍾元（2003）『日朝交渉-課題と展望』岩波新書 pp.56-59

在日韓国人の法的地位にて見られるよう、在日韓国人にとって、母国（韓国）での法的地位とアイデンティティとは深く関わりを持ち、その中で何らかの接点を持ちあっていると言えるであろう。そのような観点から、在日韓国人の母国（韓国）での法的地位問題とアイデンティティを結び付けている諸要素について検討していく必要があるとされる。まず、今日の在日韓国人を語る時に重要と思われる三点がある。

- 1) 在日韓国人は韓国籍を有するが、韓国への帰属意識が希薄である
- 2) 在日韓国人は韓国籍を有する韓国人であるが、韓国人として意識されることは希薄である。
- 3) 在日韓国人は韓国籍を有する外国人であるが、外国人意識が希薄である。

1) と 2) に記したように、在日韓国人は韓国の国籍を有しており、客観的には韓国に帰属していると言えるだろう。だから、在日韓国人は日本の外に出る時には、韓国政府発行のパスポートを所持している。韓国籍を持っていることは、韓国に居住権があることを意味する。在日韓国人は実際、ビザなしで韓国に入国し、数日間の観光後、日本に帰ることもできれば、そのまま居着いて一生韓国で暮らす事もできる。だが、国民としての権利を行使し義務を果たすことができる人のみを「本当」の韓国人というなら、在日韓国人は「本当」の韓国人とはいえない。韓国に住むという場合も、外国人ではないから外国人登録の義務もないが、母国の韓国人のように住民登録をすることもできない。韓国籍をもっているということは、参政権を有する事を意味するが、国外に永住権を持つ人は住民登録

72) アイデンティティと帰属意識は同意語として使われることもあるが、ここではアイデンティティを主観的意味合いで、帰属を客観的意味合いで使用している。

の手続きができないので、選挙人名簿に掲載されることはなく、選挙権を行使することもできないのである。ソウル、釜山のような大都市には企業経営者、ビジネスマンとして、あるいは韓国人（母国人）の配偶者として長期滞在している在日韓国人が多数いる。これら、長期滞在者の在日韓国人には、1999年「在外同胞特例法」実施されるまで、国民に課せられる「住民登録」も外国人に課せられる「外国人登録」の義務もなく、未登録のまま、一生を韓国で暮らすこともできたのである。一見、便利に見えるが、実はとても不便なものである。

例えば、居住地の申告や銀行業務など、韓国人であれば、簡単で単純な事にもひどく時間がかかる。1999年「在外同胞特例法」の実施により在日韓国人は、出入国管理事務所で国内居住を申告できるようになり「住民登録証」のかわりに「国内居所申告証」を所持するようになったので1999年以前よりは便利にはなったが、「国内居所申告証」の現実的な実効性にはまだ色々と問題が生じている。このような状況で、韓国に長期滞在している在日韓国人の中に韓国での住民登録を済ませ、「本当」の韓国人として生きる事を選択する人はあえて少ないのも事実である。長期滞在の在日韓国人は格別に韓国との関わりが深い人々であるにもかかわらず、「在日韓国人」をやめて「本当」の韓国人になろうとする人がほとんどいないのは、韓国で住民登録をするためには日本の永住権を放棄しなければならないからである。日本永住権の放棄とは、韓国に対する信頼があってできることであるから、在日韓国人はおそらく、いまだに本国である韓国に何らかの不安を抱いているからではないだろうか。世代交替が進んでいる在日韓国人3～5世にとって、韓国とは1～2世の祖父母・父母の母国・故郷であり、自分自身の故郷ではないとの意識が益々強くなっているのである。法的に、在日韓国人は韓日の間を往来し、生活地を選択できるが、多くの在日韓国人はそのような選択可能性があることを知らず、本国とは無縁の生活をしているのである。在日韓国人にとって韓国という国は外国よりは因縁のある地として、本

国である韓国は外国に近いイメージを与えているのである。同様に本国の多数の韓国人も在日韓国人を「本当」の韓国人とは認識せず、日本人として認識していることも否定はできないであろうと思われる。在日韓国人にとって本国とは、今や帰属意識・共同体意識が作用する地ではない。現在の在日韓国人の90%以上は、日本生まれ育ちの2～5世である。日本生まれであることは、生活の場が日本であり、日本を中心に世界を眺め、生活をしていることを意味するのである。

3) に記したように在日韓国人は日本で生まれ育ち、日本人と共に勉学し、働き、日本人と交友し、日本語を完全に理解し、生活様式も日本人と異なるところはない。そして、日本人と全く同じように各種の納税の義務も果たしている。その結果、国民年金保険、国民健康保険などの各種福祉制度についても日本人と同様に取り扱われている。日本人と外国籍を有している人々との唯一の差異は、選挙権・被選挙権の取り扱いであり、この問題は日本国内だけではなく、本国での選挙権にも直結するのである。(ただし、本国では被選挙権はあり、実際に70～80年代には国会議員になった人々もいる) つまり、在日韓国人は政治的権利を除くと、日本人とほとんどかわりのない権利・義務関係の中で暮しているので、在日韓国人に外国人意識がないのも無理ではないだろうと思われる。

1)、2)と3)から明らかになるのは、在日韓国人は韓国籍を有しながらも韓国人意識に欠け、外国人でありながらも外国人意識に欠けるというワンセットの状況であり、在日韓国人は、韓国との関係においても、日本との関係においても、曖昧で不透明な存在になっていることである。このような曖昧さと不透明さというものは在日韓国人という集団が消えてなくなるという事がない限り続くのではないだろうか。今日の在日韓国人に見てとれるのは、韓国籍を有しながらも韓国への帰属意識に欠け、外国籍を有しながらも外国人意識が欠けるというアイデンティティと帰属(国籍)の間のずれであり、在日韓国人を曖昧で不透明な説明のしにくい存

在として仕立てられているのである。韓国（母国）とは今日の在日韓国人にとって果たして帰属意識や共属意識が作用する地なのであるのだろうか。在日韓国人3～5世の時代という新しい形の在日韓国人社会を迎えている今、在日韓国人の社会構造や状況がかなりの変化を進めている中で、今後の在日韓国人と本国の関係に置いての曖昧さ不透明さをより明らかにする必要がある。



Ⅲ．結 論

かつて、在日韓国人は、本国国籍の維持を本来の機能である本国（韓国）との法的権利・義務関係よりは、日本の同化政策や民族差別に抗する民族精神を象徴するものとして捉えてきた。

在日韓国人は解放後、日本であらゆる国籍差別にも関わらず韓国国籍を保持してきた。それは、在日韓国人自身が個人の尊厳性を守っていくための一つの道であった。そのような信念のなかで在日韓国人は歴史的役割と一体性を共有しながら母国（韓国）社会に貢献したのである。だが、現に、母国である韓国社会には在日韓国人が韓国国籍を持っているのか日本国籍を持っているのかに関して特に注意を払ってもなければその権利・義務にも曖昧さが依然として存在しているのである。在日韓国人である母国（韓国）留学生が母国との壁（母国での疎外感、衝撃）にぶつかり、母国人との違いにショックを受け在日韓国人と母国人との違いを意識させられることになる。結局、在日韓国人として民族的アイデンティティに葛藤することは今までよくあったことである。だが、在日韓国人社会も世代交替が進み、母国への帰還を夢んでいた1～2世はかなりの数減り、日本での永住を希望する2世以下の世代が在日韓国人社会の90%を占めることになった。また、今や国際化の煽りや在日韓国人の世代交代とともに若い世代の在日韓国人の間では民族・国籍との枠組みを越え自分探しや将来の自分に向けての準備課程として母国である韓国に留学するケースも年々増えているのである。よって、母国（韓国）社会は在日韓国人が韓国人としての誇りをもち、母国との接点をより深められるような社会づくりにはげくむべきではないのだろうか。そして、在日韓国人に対して国民としての当然の権利として参政権行使を現実的に

可能な方法で実現し、日本に韓国国政選挙の選挙区を設定して在日韓国人が一人一票の原則にのっとり、在日韓国人の・在日韓国人による・在日韓国人のための選挙を通じて在日韓国人の民主的な総意見を取入れるべきである。駐日韓国大使館は2010年6月18日に東京で開催された「第18回在日韓国人の法的地位に関する日韓外交部アジア局長級会議」で日本側は遅くとも2012年7月までに、在日韓国人の身分証である外国人登録証の携帯義務を廃止すると韓国側に伝えたと明らかにした。複数の韓国メディアが報じている。

日本に連続90日を越えて滞在しようとする外国人（無国籍者を含む）は、一部の例外を除き、外国人登録を行う義務がある。この場合、写真つきカード形式で、外国籍の人の身分証明に一般的に用いられる「外国人登録証明書」が交付される。

また、登録証は常時携帯の義務もあり、これまで不携帯に対しては、特別永住者以外の外国人は刑事罰、特別永住者は行政罰が適用されていた。

韓国のメディアは、この携帯義務の廃止は、日本が昨年7月に「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」を改正したことが、影響したものであると伝えている。

日本側は協議の席で、昨年の法改正後から3年の期限内である2012年7月までに、新しい施行令を用意すると答えた。これに対し、韓国代表の張元三外交通商部東北アジア局長は、施行時期を最大限繰り上げるようにと求めた。

これまで在日韓国人の間では、「在日韓国人に証明書を常時携帯させるのは明白な差別」との声が上がっており、国連の規約人権委員会は、日本政府に対し、2度にわたって「永住外国人に外国人登録証の常時携帯を義務付けているのは差別的であり、廃止を求める」との勧告を行ったと伝えている。2012年4月に実施される予定である国会議員比例代表選挙と大統領選挙では在外国民にも選挙権が付与され、参政権の行使ができるようになった。選挙法では、海外地域公館での直接投票だけを

許容している。よって、有権者は選挙人登録と投票時にわざわざ公館に出向かなければならないのである。

2012年4月の第19代国会議員総選挙から始まる在外国民の参政権行使に備えた模擬在外選挙が14、15の両日、世界21カ国26カ所の韓国公館で実施された。平均投票率は38.2%。日本では駐日大使館と駐大阪総領事館の2カ所で行われ、模擬投票であるにもかかわらず参加登録者の61%（1450人）が投票に参加、国政参与への強い関心と期待を示したのである。

東京では2010年11月14日、歴史的な「一票」を投じたいと投票開始（午前10時）の30分前から民団関係者と同胞ら100余人が大使館の2階に設けられた投票所前に列をなしたという。鄭進民団中央本部団長、余玉善婦人会中央本部長、金賢中総領事を先頭に次々と投票した。在日同胞は2世・3世はもとより高齢の1世も含め、生まれて初めてのことなのである。

鄭団長は、韓国報道陣の質問に「私は70歳を超えているが、これまで一度も選挙権を与えられない。祖国の選挙に初めて参加できることになり感無量だ」と語っていた。埼玉県在住の男性（60）は「模擬ではあるが、初めての投票に緊張している。国民としての基本権が認められて大変うれしい。同時に責任を痛感した。祖国の繁栄と前途をしっかりと考えてくれる政党および大統領候補に一票を投じたい」と表明した。神奈川県在住の女性（58）は「生まれて初めての投票だ。模擬投票であれ、一回は投票してみたかった。在外の国民にまで選挙権を認めるのは、それくらい国が発展したということでもあり非常にうれしい」と興奮を隠さなかった。

投票のために茨城県からバスで2時間かけて来たという40代の男性は「韓国が一層身近なものとなった。韓国の政治にこれまで以上に関心をもち、一票を大事に行使したい。特に韓日の友好・協力増進と在日の権益伸長に真剣に取り組んでくれる政党や有能な政治家を選びたい」と語り、東京都内在住の3世の女性（25）は「国が在外

の国民として選挙権を認めてくれてうれしい。これをきっかけに韓国のことにもっと関心を持ち、政治についても勉強していきたい」と述べた。

大阪在住の2世の男性（67）は「死ぬまでに一度は投票したかったので大変うれしい。今後何回できるかわからないが、今度の大統領選挙にはぜひ投票したい。そのためにも健康でいることが大事だと思っている」と喜びを語った。

和歌山県から3時間かけ来たという男性（58）は「生まれて初めての投票でうれしい。韓国のことになると一喜一憂してきた。選挙に参加できることは、韓国の政治に直接つながることであり、画期的なことだ」と強調した。

だが、このような日本での在日韓国人の反応の反面、在外国民の選挙人登録方法や投票方法に置いて様々な問題が生じ、在外国民全体投票率は実際には30%未満に過ぎなかったのである。未だに、解決しなければならない問題点を多数抱え、また、数多くの課題を残していることも事実である。今後、その対策案を模索・検討し実質的効果につながるよう在日韓国人問題を日本社会における民族の差別の枠組みの中でだけで考えず、母国（韓国）社会の中で同じ韓国人として、各自の置かれている状況や個人史の差、世代間の差、言語能力の差、家庭環境の差、教育環境の差などの各要素を総合的に解析・判断し、在日韓国人の母国（韓国）での「国民」としての権利・義務を確立させていく必要がある。

本研究を通じて在日韓国人の母国内での法的地位を明確にするために在日韓国人の法的地位の強化とその実行方案を提示していくことを今後の課題として残している。

【参考文献】

- 김정구 (1994) 「재일 한국인의 정체성에 관한 문제」 『동북아논총』 제 9 호 동북아역사재단.
- 정인섭 (1996) 『재일교포의 법적지위』 서울대학교 출판부.
- 최영호 (2007~2010) 「한일시평」 한일민족문화학회.
- 한일민족문화학회 (2003) 『재일조선인 그들은 누구인가』 삼인.
- 姜尚中 (1993) 『アジアから読む日本国憲法』 かがわ出版.
- (2002) 『ナショナルリズムの克服』 集英社.
- (2004) 『在日 姜尚中』 講談社.
- (2008) 『日本根拠地からの問い』 毎日新聞社.
- 姜在彦 (1995) 「在日同胞の未来像」 『統一日報』 1995年8月15日付.
- 金敬得 (1995) 『在日コリアンのアイデンティティと法的地位』 明石ライブラリー.
- 「参政権を考える」 『統一日報』 1994年5月12日から24日付.
- 金時鐘 (2001) 『在日のはざままで』 平凡社.
- 金賛汀 (1983) 『母国からの距離』 田畑書店.
- (1995) 『在日コリアン史』 三五館.
- (2004) 『在日、激動の百年』 朝日新聞社.
- 金英達 (2003) 『朝鮮人強制連行の研究』 明石書店.
- 金東勲 (1995) 「在日韓国・朝鮮人と同化・差別・追放政策」 部落解放研究所編.
- (1995) 『日本における差別と人権』 解放出版社.
- (2004) 『共生時代の在日コリアン-国際人権30年の道程』 東信堂.
- 金容漢 (1977) 『韓国戸籍制度と戸籍法』 日本加除出版.
- 金日和 (1995) 『在日朝鮮人の法的地位』 明石書店.

- 朴 一 (1990) 『ほんものの文化1 一冊まるごと在日韓国人』 新幹社。
「国籍を越えた民族の誇りの模索」 『毎日新聞』
1993年11月23日付。
- 朴鐘鳴 (1995) 『在日韓国人歴史・現状・展望』 明石書店。
- 孫吉弘 「在日韓国人に国籍選択権を与えよ」
『毎日新聞』 1993年11月16日付。
- 尹建次 (1993) 『「在日」を生きるとは』 岩波新書。
(2001) 『「在日」を考える』 平凡社。
- 李起昇 (1985) 『ゼロはん』 講談社。
- 李鍾元 (1985) 『日朝交渉-課題と展望』 岩波新書。
- 地東久 (1997) 『在日をやめなさい』 ザ・マサダ。
- 飯田剛史 (2002) 『在日コリアンの宗教と祭り』 世界思想社。
- 岩本光央 (2000) 『日本人になりたい在日韓国人』 朝日ソノラマ。
- 近藤敦 (2001) 『地方参政権と国籍』 明石書店。
- 高妻新 (1990) 『体系戸籍用語辞典』 日本加除出版。
- 田中宏 (1996) 『在日韓国人』 岩波親書。
- 佐藤勝也 (1991) 『在日韓国・朝鮮人を問う』 亜紀書房。
- 坂中英徳 (1990) 『改正入官法解説-新しい出入国管理制度』 日本加除出版。
- 西岡力 (1997) 『コリアタブを解く』 亜紀書房。
- 山下達也 (2001) 『在日コリアンのアイデンティティと日本社会』 明石書店。
- 山本冬彦・吉岡増雄 (1987) 『在日韓国人と国際法入門』 社会評論社。
- 永守良孝 「在日韓国・朝鮮人に日本国籍取得の道を開け」
『毎日新聞』 1990年5月4日付。
- 松田利彦 (1992) 『衆議院議員選挙と朴春琴』、『ほろもん文化3 在日韓国人が選挙に
行く日』 新幹社。